

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

第1章 総則	第1章 総則
第1条 (会員)	第1条 (会員)
<p>1. 株式会社福井銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するカード取引システム（以下「JCBカード取引システム」という。）に当行およびJCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。</p>	<p>1. 株式会社福井銀行（以下「当行」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するカード取引システム（以下「JCBカード取引システム」という。）に当行およびJCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた方で両社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といたします。</p>
<p>2. JCBカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。</p>	<p>2. JCBカード取引システムに両社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、家族会員として入会を申し込まれた本会員の家族で、両社が審査のうえ入会を承認した方を家族会員といたします。</p>
<p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>	<p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で「家族カード」として定義されるものをいう。以下本条において同じ。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」という。）ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>
<p>4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。</p>	<p>4. 本代理権の授与に基づき、家族会員の家族カードによるカード利用はすべて本会員の代理人としての利用となり、当該家族カード利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、家族会員はこれを負担しないものとします。また、本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員をして本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。</p>
<p>5. 本会員と家族会員を併せて会員といたします。</p>	<p>5. 本会員と家族会員を併せて会員といたします。</p>
<p>6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。</p>	<p>6. 会員と両社との契約は、両社が入会を承認したときに成立します。</p>
<p>7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード（第2条第1項に定めるものをいう。）の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。</p>	<p>7. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カード（第2条第1項に定めるものをいう。）の利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員の有無等が異なります。</p>
第2条 (カードの貸与およびカードの管理)	第2条 (カードの貸与およびカードの管理)
<p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</p>	<p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」という。また、「カード」のうち家族会員に貸与されるカードを以下「家族カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</p>
<p>2. カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」という。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p>	<p>2. カードの表面には会員氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」という。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用（第22条に定めるものをいう。以下同じ。）をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。</p>
<p>3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>	<p>3. カードの所有権は当行にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、会員本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

第3条 (カードの再発行)

第3条 (カードの再発行)

1. 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

1. 両社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望した場合、両社が審査のうえ原則としてカードを再発行します。この場合、本会員は、自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても当行所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途通知または公表します。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しない場合があります。

2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

第4条 (カードの機能)

第4条 (カードの機能)

1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能を利用することができます。

1. 会員は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定める機能を利用することができます。

2. ショッピング利用は、会員が加盟店(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

2. ショッピング利用は、会員が加盟店(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員が当行に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。当行は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

3. 金融サービスは、会員がJCB所定のATM等を利用する方法等により、当行から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(第30条から第31条に定めるものをいう。以下同じ。)の3つのサービスからなります。

3. 金融サービスは、会員がJCB所定のATM等を利用する方法等により、当行から金銭を借り入れることができる機能であり、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(第30条から第31条に定めるものをいう。以下同じ。)の3つのサービスからなります。

第4条の2 WEBサービス等

第4条の2 WEBサービス等

1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。

1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。

2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。

2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure(TM)利用者規定」が適用されるものとします。

3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。

3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を含む。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。

4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスを併せて「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。

4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス(「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスを併せて「WEBサービス等」という。)の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。

5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら(ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。)を届け出るものとし、両社、JCBまたは当行から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。

5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら(ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。)を届け出るものとし、両社、JCBまたは当行から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。

6. 会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

6. 会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。

7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。

第5条 (付帯サービス等)

第5条 (付帯サービス等)

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCBまたは当行もしくはJCBが提携する第三者(以下「サービス提供会社」とい

1. 会員は、第3章に明示的に列挙される機能・サービスとは別に、当行、JCBまたは当行もしくはJCBが提携する第三者(以下「サービス提供会社」とい

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>う。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。</p>	<p>う。)が提供するカード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という。)を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。</p>
<p>2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、付帯サービスを利用できない場合があります。</p>	<p>2. 付帯サービスはカードの種類によって異なります。会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員が本規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合は、付帯サービスを利用できない場合があります。</p>
<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できない ETCカード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p>	<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード(第2条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できない ETCカード等またはモバイル端末等は含まない。以下、本項において同じ。)をサービス提供会社または加盟店等に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当行、JCBまたはサービス提供会社所定の方法に基づき、サービスを利用するものとします。</p>
<p>4. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>4. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>
<p>第6条 (カードの有効期限)</p>	<p>第6条 (カードの有効期限)</p>
<p>1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします(なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という)。</p>	<p>1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします(なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という)。</p>
<p>2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。</p>	<p>2. 両社は、カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、両社が審査のうえ引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という。)を発行します。</p>
<p>第7条 (暗証番号)</p>	<p>第7条 (暗証番号)</p>
<p>1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。</p>	<p>1. 会員は、カードの暗証番号(4桁の数字)を両社に登録するものとします。ただし、会員からの申し出のない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。</p>
<p>2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</p>	<p>2. 会員は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、両社は一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員本人が利用したものと推定し、その利用代金はすべて本会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。</p>
<p>3. 会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります(両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません)。</p>	<p>3. 会員は、当行所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、ICカードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります(両社が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません)。</p>
<p>第8条 (年会費)</p>	<p>第8条 (年会費)</p>
<p>1. 本会員は、有効期限月(カード上に表示された年月の月をいう。)の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日(ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日)に当行に対し、当行が通知または公表する年会費(家族会員の有無・人数によって異なります。)を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p>	<p>1. 本会員は、有効期限月(カード上に表示された年月の月をいう。)の3ヵ月後の月の第33条に定める約定支払日(ただし入会後最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日)に当行に対し、当行が通知または公表する年会費(家族会員の有無・人数によって異なります。)を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p>
<p>2. カードの種類によって年会費の支払日が異なる場合があります。この場合、当行が通知または公表します。</p>	<p>2. カードの種類によって年会費の支払日が異なる場合があります。この場合、当行が通知または公表します。</p>
<p>第9条 (届出事項の変更)</p>	<p>第9条 (届出事項の変更)</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第 33 条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。

2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

3. 第 1 項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第 10 条（会員区分の変更）

1. 本会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。

2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外の JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第 7 条第 1 項を準用するものとします。

3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無、手数料率等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

第 11 条（取引時確認等）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第 11 条の 2（反社会的勢力の排除）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第 33 条に定めるものをいう。）、暗証番号、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。

2. 前項の変更届出がなされていない場合といえども、両社は、それぞれ適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、会員は、両社の当該取り扱いにつき異議を述べないものとします。また、会員は、両社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。

3. 第 1 項の届け出がないため、当行からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届け出を行わなかったことについて、会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第 10 条（会員区分の変更）

1. 本会員が申し出、両社が審査のうえ承認した場合、会員区分は変更になります。会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、会員が両社に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。

2. 本会員が新たに別の会員区分を指定して両社または両社以外の JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社に入会を申し込んだ場合は、両社に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第 7 条第 1 項を準用するものとします。

3. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じて当行が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法、家族会員等の有無、手数料率等の条件が新たに適用されます。また、家族会員等の契約、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

第 11 条（取引時確認等）

1. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）が当行所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当行が判断した場合は、当行は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

2. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。

第 11 条の 2（反社会的勢力の排除）

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>2. 当行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当行は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第 38 条第 1 項 (10) および同条第 2 項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第 42 条第 4 項 (6) (7) の規定に基づき会員資格を喪失させます。</p>	<p>2. 当行は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当行が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、当行は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第 38 条第 1 項 (10) および同条第 2 項なお書きの規定に基づき本会員の期限の利益を喪失させ、第 42 条第 4 項 (6) (7) の規定に基づき会員資格を喪失させます。</p>
<p>3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</p>	<p>3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について両社に請求をしないものとします。</p>
<p>4. 第 1 項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>(1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者</p> <p>(2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者</p> <p>(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者</p> <p>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者</p> <p>(6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者</p>	<p>4. 第 1 項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>(1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者</p> <p>(2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者</p> <p>(3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者</p> <p>(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者</p> <p>(6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者</p>
<p>第 11 条の 3 (マネー・ローンダリング等の禁止)</p>	<p>第 11 条の 3 (マネー・ローンダリング等の禁止)</p>
<p>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</p>	<p>会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力(テロリストを含む。)に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為(以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という。)を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。</p>
<p>第 12 条 (業務委託)</p>	<p>第 12 条 (業務委託)</p>
<p>会員は、当行が代金決済事務その他の事務等を JCB に業務委託することを予め承認するものとします。</p>	<p>会員は、当行が代金決済事務その他の事務等を JCB に業務委託することを予め承認するものとします。</p>
<p>第 2 章 個人情報の取り扱い</p>	<p>第 2 章 個人情報の取り扱い</p>
<p>第 13 条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p>	<p>第 13 条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</p>
<p>1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当行もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。</p> <p>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、E メールアドレス等、会員等が入会申込時および第 9 条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> <p>②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。</p> <p>③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。</p> <p>④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または JCB が収集したクレジット利用・支払履歴。</p> <p>⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。</p> <p>⑥当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)</p>	<p>1. 会員等は、両社が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含む当行もしくは JCB または両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を収集、利用すること。</p> <p>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号(ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる)、勤務先、職業、カードの利用目的、E メールアドレス等、会員等が入会申込時および第 9 条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> <p>②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。</p> <p>③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。</p> <p>④会員等が入会申込時および入会後に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または JCB が収集したクレジット利用・支払履歴。</p> <p>⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。</p> <p>⑥当行または JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。

⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。

（2）以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

（3）本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

（4）割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項（1）⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。

⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）。

（2）以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいう。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。）。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付または電話・Eメールその他の通信手段等の方法による、当行、JCBまたは加盟店その他の営業案内、および貸付の契約に関する勧誘。

⑤刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。

（3）本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項（1）

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

（4）割賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、オンライン取引情報とデバイス情報に含まれる本項（1）⑧⑨の個人情報を使用して本人認証を行うこと。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当行は会員らの財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。両社は当該業務のために、本項(1)⑧⑨の個人情報を不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また当該事業者は、会員によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたうえで一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提携する両社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、JCBのホームページ内のJ/Secure(TM)サービスに関する案内にて確認できます。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項（1）①②③④の個人情報（第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。）を共同利用することに同意します。（JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項（1）①②③④の個人情報（第14条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。）を共同利用することに同意します。（JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにて確認できます。<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のた

3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のた

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

め、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。
<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第14条 (個人信用情報機関の利用および登録)

1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」という。))に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。

(1) 両社が自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に照会し、本会員等の個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された不渡情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。)が登録されている場合はこれを利用すること。

(2) 本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報(その履歴を含む。)が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のためにこれを利用されること。

(3) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(4) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(6) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(7) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(8) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(9) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(10) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(11) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(12) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(13) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(14) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「家族会員等」という。)は、家族会員等の入会時の同

め、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。
<https://www.jcb.co.jp/r/riyou/>) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

第14条 (個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)

1. 本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟事業者」という。))に対する当該情報の提供を業とするものをいう。以下同じ。)が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。

(1) 両社が本会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、両社がそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、本会員等に関する信用情報(④①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会すること。

(2) ①の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。

(3) 両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(本規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報・期間表」という。)に列挙する情報等をいう。)を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、④に定めるとおり利用されます。

(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。

①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。
 ア.(3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報
 イ.加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報
 ウ.加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。
 ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理
 イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
 ウ.③に基づく信用情報の提供

③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。

(5) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(6) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(7) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(8) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(9) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(10) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(11) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(12) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(13) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

(14) 前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「家族会員等」という。)は、家族会員等の入会時の同

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

意に基づき、加盟個人情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。

3. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、当行またはJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第 15 条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
- (2) JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
- (3) 加盟個人情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人情報機関へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 16 条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 13 条第 1 項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

第 17 条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 13 条に定める目的（ただし、第 13 条第 1 項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および第 14 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 第 42 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 13 条に定める目的（ただし、第 13 条第 1 項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 3 章 ショッピング利用、金融サービス

第 18 条（標準期間）

本規約においては、前月 16 日から当月 15 日までを標準期間といたします。

第 19 条（利用可能枠）

1. 当行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）。

- ①ショッピング1回払い利用可能枠
- ②ショッピングリボ払い利用可能枠
- ③ショッピング分割払い／ショッピングスキップ払い利用可能枠
- ④ショッピング2回払い利用可能枠
- ⑤ボーナス1回払い利用可能枠
- ⑥キャッシング1回払い利用可能枠

意に基づき、加盟個人情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の**加盟事業者**が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。

3. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とします。なお、当行またはJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第 15 条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行、JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当行に対する開示請求：本規約末尾に記載の当行相談窓口へ
- (2) JCB、JCBカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ
- (3) 加盟個人情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人情報機関へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 16 条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第 13 条第 1 項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）。

第 17 条（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんにかかわらず、第 13 条に定める目的（ただし、第 13 条第 1 項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および第 14 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 第 42 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第 13 条に定める目的（ただし、第 13 条第 1 項 (2) ③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 3 章 ショッピング利用、金融サービス

第 18 条（標準期間）

本規約においては、前月 16 日から当月 15 日までを標準期間といたします。

第 19 条（利用可能枠）

1. 当行は、本会員につき、商品ごとの利用可能枠として、次の利用可能枠を審査のうえ決定します（商品ごとの利用可能枠を総称して「機能別利用可能枠」という。）。

- ①ショッピング1回払い利用可能枠
- ②ショッピングリボ払い利用可能枠
- ③ショッピング分割払い／ショッピングスキップ払い利用可能枠
- ④ショッピング2回払い利用可能枠
- ⑤ボーナス1回払い利用可能枠
- ⑥キャッシング1回払い利用可能枠

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠 ⑧キャッシングリボ払い利用可能枠</p>	<p>⑦海外キャッシング1回払い利用可能枠 ⑧キャッシングリボ払い利用可能枠</p>
<p>2. 前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠（以下「内枠」という。）が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。</p> <p>(1) 前項①の機能別利用可能枠・・・「ショッピング枠」として分類 (2) 前項②③④⑤の機能別利用可能枠・・・「ショッピング残高枠」として分類 (3) 前項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠・・・「キャッシング総枠」として分類</p>	<p>2. 前項の機能別利用可能枠は、以下のとおり、3つの商品群に分類され、商品群ごとの利用可能枠（以下「内枠」という。）が設定されます。各商品群に属する機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、当該商品群に係る内枠となります。</p> <p>(1) 前項①の機能別利用可能枠・・・「ショッピング枠」として分類 (2) 前項②③④⑤の機能別利用可能枠・・・「ショッピング残高枠」として分類 (3) 前項⑥⑦⑧の機能別利用可能枠・・・「キャッシング総枠」として分類</p>
<p>3. 第1項①から⑧の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。</p>	<p>3. 第1項①から⑧の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」という。）となります。機能別利用可能枠、内枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。</p>
<p>4. 当行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。</p>	<p>4. 当行は、会員のカード利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、本会員より増額を希望しない旨の申し出があった場合は増額しないものとします。</p>
<p>5. 当行は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p>	<p>5. 当行は、本会員からの申し出に基づき、審査のうえ、会員のカード利用状況、本会員の信用状況および本会員が増額を希望する理由その他の事情を考慮して、一時的に利用可能枠を増額する場合があります。この場合、当行が設定した増額期間が経過することにより、当行からの何らの通知なく、増額前の利用可能枠に戻ります。なお、当行は本会員からの申し出の都度、利用可能枠の一時的な増額を認めるか否か審査します。</p>
<p>6. 本会員が当行から複数枚のJCBカード（当行が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。）の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード（ただし、一部のJCBカードは除く。）全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額（当該金額を「総合与信枠」という。）となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。</p>	<p>6. 本会員が当行から複数枚のJCBカード（当行が発行する両社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含む。以下同じ。）の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード（ただし、一部のJCBカードは除く。）全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額（当該金額を「総合与信枠」という。）となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。</p>
<p>7. 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域（以下「特定国等」という。）において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、カードの利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>	<p>7. 当行は、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令において指定された特定の国または地域（以下「特定国等」という。）において、また、同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められている者をいう。以下同じ。）に対して、カードの利用を制限することができるものとします。また、当行は会員が特定国等へ居住する場合または外国PEPsであると認める場合、キャッシング総枠を消滅させることによりキャッシングサービス等の利用を停止できるものとします。</p>
<p>第20条（利用可能な金額）</p>	<p>第20条（利用可能な金額）</p>
<p>1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。</p> <p>(1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高（なお、前条第1項③の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計額となります。）を差し引いた金額 (2) 会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額 (3) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額</p>	<p>1. 会員は、以下の各号のうち最も低い金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。なお、本項から第3項の定めは、ショッピング利用および金融サービス利用のすべてに適用されます。</p> <p>(1) 会員が利用しようとする商品の機能別利用可能枠から当該機能別利用可能枠に係る利用残高（なお、前条第1項③の利用可能枠に係る利用残高は、ショッピング分割払いの利用残高とショッピングスキップ払いの利用残高の合計額となります。）を差し引いた金額 (2) 会員が利用しようとする商品の属する内枠から当該内枠に係る利用残高を差し引いた金額 (3) 総枠から会員の全利用残高を差し引いた金額</p>
<p>2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショ</p>	<p>2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問わない。また、キャッシング1回払い手数料、キャッシングリボ払い利息、ショッピングリボ払い手数料、ショ</p>

icaJCB カード会員規約

変更前

変更後

ッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料および遅延損害金は除く。)で、当行が未だ本会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。

3. 第1項、第2項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4. 本会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

5. 会員が、前条第1項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取り扱われます。

第21条 (手数料率、利率の計算方法等)

1. 手数料率、利率(遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。

2. 当行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る手数料率および利率を変更することがあります。

第22条 (ショッピングの利用)

1. 会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。

2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法によりカードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、または、その他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。

4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。)を行い、残額(暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。)についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。

5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行また

ッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料および遅延損害金は除く。)で、当行が未だ本会員からの支払いを確認できていない金額をいい、本会員分と家族会員分を合算した金額をいいます。

3. 第1項、第2項にかかわらず、本会員が当行から複数枚のJCBカードの貸与を受け前条第6項の適用を受ける場合、第1項の利用残高は、本会員が保有するすべてのJCBカードおよび当該JCBカードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

4. 本会員は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

5. 会員が、前条第1項②③④または⑤の機能別利用可能枠を超えてショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング2回払い、ボーナス1回払いによるショッピング利用をした場合、当該機能別利用可能枠を超過した利用はショッピング1回払いを指定したものと同等に取り扱われます。

第21条 (手数料率、利率の計算方法等)

1. 手数料率、利率(遅延損害金の利率を含む。以下本条において同じ。)等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1年を365日(うるう年は366日)とする日割方式とします。

2. 当行は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカード利用に係る手数料率および利率を変更することがあります。

第22条 (ショッピングの利用)

1. 会員は、JCB、JCBの提携会社およびJCBの関係会社の認める国内および国外のJCBカードの取扱加盟店(以下「加盟店」という。)において、本条第2項から第5項に定める方法または両社が特に認める方法により、本条その他両社所定の定めに従い、会員と加盟店との間で直接現金決済を行わずに、加盟店に対する支払いを当行に対して委託することにより、加盟店から商品もしくは権利を購入し、または役務の提供等を受けることができます(以下「ショッピング利用」という。)。会員が加盟店においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員が当行に対して弁済委託を行ったものとみなし、当行は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。

2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法によりカードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、または、その他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。

3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード情報等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。

4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等(以下「暗証番号入力等」という。)を行い、残額(暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。)についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。

5. 通信料金等両社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、上記の事由が生じた場合には、当行また

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

は J C B が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 42 条第 1 項なお書きおよび第 42 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。

6. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

- （1）当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
- （2）当行、J C B または J C B の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行または J C B において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
- （3）カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。
- （4）ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に求める本人認証手続きを求めると場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に求める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。

8. 当行は、約定支払額（第 33 条に定めるものをいう。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の J C B カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。

9. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。

10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残 高枠（第 19 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。

- （1）商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
- （2）商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
- （3）現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第 20 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。

は J C B が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する場合があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に、退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカード利用について、本会員は第 42 条第 1 項なお書きおよび第 42 条第 4 項に従い、支払義務を負うものとします。

6. 会員のショッピング利用に際して、加盟店が当該利用につき当行に対して照会を行うことにより当行の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。

7. ショッピング利用のためにカード（カード情報を含む。以下本項において同じ。）が加盟店に提示または通知された際、カードの第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

- （1）当行は、事前または事後に、電話等の方法により直接または加盟店を通じて会員本人の利用であることを確認する場合があります。
- （2）当行、J C B または J C B の提携会社が当該加盟店より依頼を受けた場合、当行または J C B において会員の会員番号・氏名・住所・電話番号その他当該ショッピング利用の申込者が加盟店に届け出た情報と会員が両社に届け出ている個人情報とを照合し、一致の有無を当該加盟店に対して回答する場合があります。
- （3）カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。
- （4）ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に求める本人認証手続きを求めると場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に求める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。

8. 当行は、約定支払額（第 33 条に定めるものをいう。）が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員の J C B カードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合には、ショッピング利用を断ることがあります。

9. 家族会員が家族カードを利用して商品・権利を購入または役務の提供等を受けた場合、家族会員は本会員の代理人として加盟店との間でそれらに係る契約を行ったものとみなし、当該契約に基づく債務は本会員が負担するものとします。

10. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードのショッピング枠、ショッピング残 高枠（第 19 条第 2 項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。

- （1）商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式
- （2）商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式
- （3）現行紙幣もしくは貨幣、またはこれらが含まれる商品等をカードを利用して購入する方式

11. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、**電子マネー**、回数券等を含むが、これらに限らない。）、パソコン、**射幸性のある商品等**、**その他当行所定**の一部の商品・権利の購入および**役務の提供**については、第 20 条第 1 項に定める金額の範囲内であったとしても、**本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、**

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

	<p>会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。 この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</p>
<p>第 23 条 (立替払いの委託)</p>	<p>第 23 条 (立替払いの委託)</p>
<p>1. 会員は、第 22 条第 1 項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当行が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</p> <p>(1) 当行が加盟店に対して立替払いすること。</p> <p>(2) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が JCB に対して立替払いすること。</p> <p>(3) JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。</p> <p>(4) JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当行が JCB に対して立替払いすること。</p>	<p>1. 会員は、第 22 条第 1 項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、当行に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、当行が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</p> <p>(1) 当行が加盟店に対して立替払いすること。</p> <p>(2) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が JCB に対して立替払いすること。</p> <p>(3) JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、当行が当該 JCB の提携会社に対して立替払いすること。</p> <p>(4) JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の関係会社に対して立替払いし、さらに当行が JCB に対して立替払いすること。</p>
<p>2. 商品の所有権は、当行が加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。</p>	<p>2. 商品の所有権は、当行が加盟店、JCB または JCB の提携会社に対して支払いをしたときに当行に移転し、ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを、会員は承認するものとします。</p>
<p>3. 第 1 項にかかわらず、当行が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当行、JCB、JCB の提携会社 または JCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p>	<p>3. 第 1 項にかかわらず、当行が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当行、JCB、JCB の提携会社 または JCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</p>
<p>第 24 条 (ショッピング利用代金の支払区分)</p>	<p>第 24 条 (ショッピング利用代金の支払区分)</p>
<p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング 1 回払い、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が 3 回以上でかつ当行所定の支払回数のショッピング分割払い（以下「ショッピング分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング 1 回払いを指定したものと取り扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に所定の手数料が加算されます。</p>	<p>1. ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング 1 回払い、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、支払回数が 3 回以上でかつ当行所定の支払回数のショッピング分割払い（以下「ショッピング分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いは、当行が指定する加盟店においてのみ利用できるものとします。なお、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払い、ショッピングリボ払いおよびショッピング分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング 1 回払いを指定したものと取り扱われます。また、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に所定の手数料が加算されます。</p>
<p>2. 第 1 項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p> <p>(1) 本会員が申し出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率となります。</p> <p>(2) 当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当行が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いの指定があったものとします。なお、1 回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。</p>	<p>2. 第 1 項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p> <p>(1) 本会員が申し出、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてショッピングリボ払いとする方式。なお、本方式を利用する場合は、本規約末尾の手数料率となります。</p> <p>(2) 当行が別途定める期日までに会員が支払区分の変更を希望するショッピング利用を特定して申し出、当行が指定した月の約定支払日から別の支払区分を指定したショッピング利用代金をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに変更する方式。本方式を利用する場合は、カード利用日にショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いの指定があったものとします。なお、1 回のショッピング利用の代金の一部についてのみ支払区分を変更することはできません。</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

第 25 条 (ショッピング利用代金の支払い)

第 25 条 (ショッピング利用代金の支払い)

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第 23 条における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第 2 項、第 3 項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。

(1) ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日

(2) ショッピング 2 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額 (1 円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。) を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日

1. 本会員は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第 23 条における当行、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、第 2 項、第 3 項の場合を除き、以下のとおり支払うものとします。

(1) ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日

(2) ショッピング 2 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金額の半額 (1 円単位とし、端数が生じた場合は初回の約定支払日に算入します。) を、標準期間満了日の属する月の翌月および翌々月の約定支払日

2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス 1 回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。

ただし、加盟店によりボーナス 1 回払いの取扱期間が異なることがあります。

(1) 前年 12 月 16 日から当年 6 月 15 日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、当年 8 月の約定支払日

(2) 当年 7 月 16 日から当年 11 月 15 日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、翌年 1 月の約定支払日

2. 本会員は、会員がショッピング利用においてボーナス 1 回払いを指定した場合、原則として、以下のとおり支払うものとします。

ただし、加盟店によりボーナス 1 回払いの取扱期間が異なることがあります。

(1) 前年 12 月 16 日から当年 6 月 15 日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、当年 8 月の約定支払日

(2) 当年 7 月 16 日から当年 11 月 15 日までの当該ショッピング利用代金額の合計を、翌年 1 月の約定支払日

3. 本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定した場合、第 26 条、第 27 条または第 27 条の 2 に定めるとおり支払うものとします。

3. 本会員は、会員がショッピング利用においてショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いを指定した場合、第 26 条、第 27 条または第 27 条の 2 に定めるとおり支払うものとします。

第 26 条 (ショッピングリボ払い)

第 26 条 (ショッピングリボ払い)

1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。

(1) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の 16 日から翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア) 当該ショッピング利用により第 19 条第 1 項②の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および (イ) 標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が (2) に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。

(2) (1) の手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、債務の充当は当行所定の方法により行います。

(リボ払元金)

前月 15 日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金 (以下「リボ払元金」という。) 以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。

(ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高 (同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月 16 日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額) に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額。

1. 本会員は、会員がショッピングリボ払いを指定した場合、以下のとおり弁済金を支払うものとします。

(1) 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の 16 日から翌月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じたショッピングリボ払い手数料を、翌月の約定支払日。ただし、(ア) 当該ショッピング利用により第 19 条第 1 項②の機能別利用可能枠に係る残高が当該機能別利用可能枠を超える場合の超過金額、および (イ) 標準期間におけるショッピングリボ払いのショッピング利用代金額とショッピングリボ払い利用残高の合計金額が (2) に定めるリボ払元金以下の場合の当該ショッピング利用代金額は当該手数料の計算から除かれるものとします。

(2) (1) の手数料のほか、以下の金額を毎月の約定支払日。ただし、ボーナス増額払いを指定した場合、ボーナス指定月の約定支払日において会員が指定した金額を加算して支払うものとします。なお、債務の充当は当行所定の方法により行います。

(リボ払元金)

前月 15 日のショッピングリボ払い利用残高が、会員の指定した支払方法により決定されるショッピングリボ払い元金 (以下「リボ払元金」という。) 以上の場合は当該リボ払元金。リボ払元金未満の場合は当該ショッピングリボ払い利用残高。

(ショッピングリボ払い手数料)

前月の約定支払日のショッピングリボ払い利用残高 (同日に支払うリボ払元金、ボーナス加算額および前々月 16 日から前月の約定支払日までのショッピングリボ払い利用額を差し引いた金額) に対して前月の約定支払日の翌日から当月の約定支払日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額。

2. 当行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。

2. 当行が認めた場合、本会員は支払方法の変更およびボーナス増額払いの追加指定、加算額の変更をすることができます。

3. 本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

3. 本会員は、ショッピングリボ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

第 27 条 (ショッピング分割払い)

第 27 条 (ショッピング分割払い)

1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数 (ただし、ショッピング利用代金額が少額の場合、当行にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。) に応じた当行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額 (以下「分割支払金合計額」という。) を支払う

1. 本会員は、会員がショッピング分割払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に会員の指定した支払回数 (ただし、ショッピング利用代金額が少額の場合、当行にて、会員が指定した支払回数より少ない回数に変更する場合があります。以下同じ。) に応じた当行所定の割賦係数を乗じたショッピング分割払い手数料を加算した金額 (以下「分割支払金合計額」という。) を支払う

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

ものとしします。	ものとしします。
2. 分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金（ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。）とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとしします。	2. 分割支払金合計額を支払回数で除した金額を分割支払金（ただし、計算上の都合により初回および最終回の分割支払金は金額が異なります。）とし、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日から支払回数回にわたり最終約定支払日まで、分割支払金を各約定支払日に支払うものとしします。
3. 各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとしします。 （1）初回の分割支払金の内訳 手数料＝標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金額に対する標準期間満了日の属する月の 16 日から翌月 10 日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額 分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額 （2）第 2 回の分割支払金の内訳 手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－（1）の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額 分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額 （3）第 3 回の分割支払金の内訳 手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－（1）および（2）の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額 分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額	3. 各分割支払金における分割支払元金と手数料の内訳の計算方法については以下のとおりとしします。 （1）初回の分割支払金の内訳 手数料＝標準期間に利用した場合、ショッピング利用代金額に対する標準期間満了日の属する月の 16 日から翌月 10 日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額 分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額 （2）第 2 回の分割支払金の内訳 手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－（1）の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額 分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額 （3）第 3 回の分割支払金の内訳 手数料＝ショッピング分割払い残元金（ショッピング利用代金額－（1）および（2）の分割支払元金の額）に当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額 分割支払元金＝分割支払金から上記手数料を差し引いた金額
4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定に従い支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月（1 月および 8 月）の約定支払日に支払うものとしします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第 23 条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様としします。	4. ボーナス併用ショッピング分割払いを指定した場合、本会員は、ショッピング利用代金額の半額を第 1 項、第 2 項、第 3 項の規定に従い支払い、残額を当行所定の方法によりボーナス月（1 月および 8 月）の約定支払日に支払うものとしします。なお、初回から最終回までの約定支払日にボーナス月の約定支払日に該当する日がない場合、ボーナス併用ショッピング分割払いを指定しなかったものとして取り扱われます。第 23 条に定める債権譲渡または立替払手続きの遅延その他の事務上の都合により、ボーナス月の約定支払日に該当する日がないこととなった場合についても同様としします。
5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第 2 項、第 4 項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。	5. 本会員は、ショッピング分割払い残元金および手数料については、第 2 項、第 4 項の支払いのほか、本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。
第 27 条の 2（ショッピングスキップ払い）	第 27 条の 2（ショッピングスキップ払い）
1. 本会員は、会員が第 24 条第 2 項（2）の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の 7 カ月後の月までのうちから会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という。）の約定支払日に一括（1 回）で支払うものとしします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。 （ショッピングスキップ払い手数料） 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額	1. 本会員は、会員が第 24 条第 2 項（2）の規定に従いショッピングスキップ払いを指定した場合、ショッピング利用代金額に、以下のショッピングスキップ払い手数料を加算した金額を、標準期間満了日の属する月の翌々月から標準期間満了日の属する月の 7 カ月後の月までのうちから会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という。）の約定支払日に一括（1 回）で支払うものとしします。なお、会員が一度指定した約定支払日を再度変更することはできません。 （ショッピングスキップ払い手数料） 標準期間におけるショッピング利用代金額に対して標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日翌日からスキップ指定月の約定支払日までの経過月数と、当行所定の手数料率（月利）を乗じた金額
2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。	2. 本会員は、ショッピングスキップ払いに関する債務の支払いを本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い一括で支払うことができます。
第 28 条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）	第 28 条（見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等）
会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとしします。なお、支払区分が 1 回払いの場合は次条第 2 項が、支払区分がその他の場合は、次条第 3 項から第 7 項が適用されます。	会員は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引き渡された商品・権利または提供された役務等が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品、権利、役務等の交換を申し出るかまたは売買契約の解除または役務提供契約の解除ができるものとしします。なお、支払区分が 1 回払いの場合は次条第 2 項が、支払区分がその他の場合は、次条第 3 項から第 7 項が適用されます。
第 29 条（会員と加盟店との間の紛議等）	第 29 条（会員と加盟店との間の紛議等）

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

1. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。

2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。

3. 第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。

(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。

(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。

(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。

4. 当行は、本会員が第3項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとります。

5. 本会員は、第4項の申し出をするときは、予め第3項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

6. 会員は、本会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

7. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

(1) ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。

(2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。

(3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第30条（キャッシング1回払い）

1. 会員は、当行所定の現金自動支払機（以下「CD」という。）、現金自動預払機（以下「ATM」という。）等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます（以下「キャッシング1回払い」という。）。

2. 本会員は、前項のほかJCBホームページにおいて申し込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。

3. キャッシング1回払いおよび第31条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日（以下「融資日」という。）は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。

4. 会員は、第20条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。

5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の

1. 当行は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。

2. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議、その他加盟店との間で生じた紛議について、当該加盟店との間で自ら解決するものとします。

3. 第2項にかかわらず、本会員は、支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いに指定もしくは変更して購入した商品もしくは割賦販売法に定める指定権利または提供を受けた役務（以下併せて「商品等」という。）について次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当行への支払いを停止することができるものとします。

(1) 商品の引き渡し、指定権利の移転または役務の提供がないこと。

(2) 商品等に破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること。

(3) その他商品等の販売について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。

4. 当行は、本会員が第3項の支払いの停止を行う旨を当行に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとります。

5. 本会員は、第4項の申し出をするときは、予め第3項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

6. 会員は、本会員が第4項の申し出をしたときは、速やかに第3項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が第3項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

7. 第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。

(1) ショッピングリボ払いの場合において、1回のカード利用におけるショッピング利用代金額が3万8千円に満たないとき。ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いの場合において、1回のカード利用における分割支払金合計額が4万円に満たないとき。

(2) 本会員による支払いの停止が信義に反すると認められたとき。

(3) 会員によるショッピング利用が営業のために行うショッピング利用である場合または海外でのショッピング利用である場合等、割賦販売法第35条の3の60に定める適用除外条件に該当するとき。

第30条（キャッシング1回払い）

1. 会員は、当行所定の現金自動支払機（以下「CD」という。）、現金自動預払機（以下「ATM」という。）等でカードおよび登録された暗証番号を使用することにより金銭を借り入れることができます（以下「キャッシング1回払い」という。）。

2. 本会員は、前項のほかJCBホームページにおいて申し込む方法により、キャッシング1回払いを利用することができます。

3. キャッシング1回払いおよび第31条に定めるキャッシングリボ払いにおける融資の日（以下「融資日」という。）は、CD・ATMもしくは次条第3項に定める窓口等で融資を受けた日または第33条第1項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCBが立て替えて融資金を振り込む場合があります。

4. 会員は、第20条に定める金額の範囲内でキャッシング1回払いを利用することができます。

5. 本会員は、会員が標準期間にキャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料（各借入金に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。

手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。

6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申し込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第20条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第31条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第31条第4項に従い計算されます。

6. 前項にかかわらず、本会員が当行所定の方法で申し込み、当行が特に認めた場合に限り、本会員は借入れごとの元本全額(以下本項において「対象元本」という。)について、第20条に定める金額の範囲内でキャッシングリボ払い(第31条に定めるもの)へ返済方式を変更できるものとします。この場合、本会員が支払うキャッシング1回払い手数料は、各対象元本に対してキャッシング1回払い融資日の翌日から本項に基づく変更日までの間当行所定の手数料率を乗じた金額となり、第33条の規定に従い支払うものとします。また、本会員が支払う変更日後のキャッシングリボ払いの利息は、第31条第4項に従い計算されます。

7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシング1回払いの利用が適当でないと判断した場合には、新たなキャッシング1回払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

8. キャッシング1回払いの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

8. キャッシング1回払いの利用のために、カードを利用してCD・ATMが操作された際等、カードまたはカード情報の第三者による不正利用を防止する目的のために、当行は以下の対応をとることができます。

(1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(1) 当行は、事前または事後に、電話等の方法により会員本人の利用であることを確認する場合があります。

(2) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。

(2) カードの第三者による不正利用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしにカードの利用を保留または断る場合があります。

第30条の2(海外キャッシング1回払い)

第30条の2(海外キャッシング1回払い)

1. 会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます(以下「海外キャッシング1回払い」という。)

1. 会員は、前条に定めるキャッシング1回払いを日本国外においても利用することができます(以下「海外キャッシング1回払い」という。)

2. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。

2. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合に適用される機能別利用可能枠は、海外キャッシング1回払い利用可能枠となります。

3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表します。

3. 会員は、前条第1項に定める方法のほか、当行所定の方法により、国外の金融機関等の窓口において海外キャッシング1回払いを利用できる場合があります。海外キャッシング1回払いの利用方法は、利用される国や地域、ATMにより異なるため別途公表します。

4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日(現地時間)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(日本時間)までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1ヵ月または2ヵ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。

4. 本会員は、会員が標準期間に海外キャッシング1回払いを利用した場合、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に、標準期間の借入金合計額およびキャッシング1回払い手数料(各借入金に対してキャッシング1回払い融資日(現地時間)の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日(日本時間)までの間当行所定の手数料率を乗じた金額)を支払うものとします。なお、本会員は本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金および手数料の全額または一部を随時支払うことができます。ただし、会員が海外キャッシング1回払いを利用した国外の金融機関・ATM保有会社等の事務処理の都合上、上記の約定支払日から1ヵ月または2ヵ月後の約定支払日となる場合があります。この場合であっても、キャッシング1回払い手数料が本項本文に定める金額から増額されることはありません。

5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項、第7項および第8項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。

5. 会員が海外キャッシング1回払いを利用する場合、前条第3項、第4項、第7項および第8項の定めが適用されますが、前条第2項、第5項および第6項は適用されません。

6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レートおよび

6. 海外キャッシング1回払いの利用により会員が日本円以外の通貨で現金の交付を受けた場合(会員が交付を受けた外貨のことを次項において、「出金通貨」という。)であっても、海外キャッシング1回払いの借入金元金は、JCBとJCBの提携会社が当該借入金元金の集中決済をした時点(会員がカードを利用した日とは原則として異なります。)のJCBが定める換算レートおよび

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第 33 条第 6 項が適用されるものとします。

換算方法に基づき、円換算した円貨とします。なお、換算レートおよび換算方法については、第 33 条第 6 項が適用されるものとします。

7. 前項にかかわらず、会員が CD・ATM または第 3 項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」という。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第 33 条第 7 項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

7. 前項にかかわらず、会員が CD・ATM または第 3 項に定める金融機関等の窓口において、出金通貨建の金額のほかに、出金通貨と異なる通貨建の金額の提示を受けて（この通貨のことを、以下「提示通貨」という。）、会員が提示通貨建の金額を選択した場合には、CD・ATM 保有会社または金融機関等（以下総称して「ATM 保有会社等」という。）と会員との間で、ATM 保有会社等が提示した条件（この場合に適用される換算レートは、ATM 保有会社等が独自に定めるレートであり、第 33 条第 7 項は適用されません。）に基づき、出金通貨と提示通貨の両替がなされたこととなり、この場合、以下の定めが適用されるものとします。

①提示通貨が日本円の場合

会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング 1 回払いの借入金元金となります。

①提示通貨が日本円の場合

会員が選択した円貨建の金額が海外キャッシング 1 回払いの借入金元金となります。

②提示通貨が日本円以外の場合

会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建ての現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第 33 条第 7 項が適用されます。

②提示通貨が日本円以外の場合

会員が選択した提示通貨建の金額で、会員が提示通貨建ての現金の交付を受けたとみなしたうえで、前項が適用されます。なお、提示通貨から日本円への換算にあたっては、第 33 条第 7 項が適用されます。

第 31 条（キャッシングリボ払い）

第 31 条（キャッシングリボ払い）

1. 会員は、第 20 条に定める金額の範囲内で、繰り返し当行から融資を受けることができます（以下「キャッシングリボ払い」という。）。ただし、家族会員については、当行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。

1. 会員は、第 20 条に定める金額の範囲内で、繰り返し当行から融資を受けることができます（以下「キャッシングリボ払い」という。）。ただし、家族会員については、当行が承認した場合に限り、キャッシングリボ払いが利用できます。

2. 会員は、次の（1）から（4）の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は（2）、（3）、（4）の方法を選択できません。

2. 会員は、次の（1）から（4）の方法により、キャッシングリボ払いを利用することができます。ただし、家族会員は（2）、（3）、（4）の方法を選択できません。

- （1）CD・ATM に暗証番号を入力して所定の操作をする方法
- （2）電話により申し込む方法
- （3）JCB ホームページにおいて申し込む方法
- （4）その他、当行が指定する方法

- （1）CD・ATM に暗証番号を入力して所定の操作をする方法
- （2）電話により申し込む方法
- （3）JCB ホームページにおいて申し込む方法
- （4）その他、当行が指定する方法

また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第 33 条第 1 項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日または CD・ATM で融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCB が立て替えて融資金を振り込む場合があります。

また、キャッシングリボ払いによる融資日は、第 33 条第 1 項規定のお支払い口座へ融資金が振り込まれた日または CD・ATM で融資を受けた日とします。お支払い口座へは、当行に代わり、JCB が立て替えて融資金を振り込む場合があります。

3. キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。当月 15 日のキャッシングリボ払い利用残高（キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第 30 条第 6 項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。）が、当行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当行が増額できるものとします。

3. キャッシングリボ払いの返済方式は毎月元金定額払いとします。本会員は、以下の元金を翌月の約定支払日に支払うものとします。当月 15 日のキャッシングリボ払い利用残高（キャッシングリボ払いの未返済元金の合計金額をいい、第 30 条第 6 項に基づきその日までに返済方式がキャッシングリボ払いに変更されたものの金額を含む。以下同じ。）が、当行が別途通知するキャッシングリボ払い支払元金以上の場合は当該キャッシングリボ払い支払元金、キャッシングリボ払い支払元金未満の場合は当該キャッシングリボ払い利用残高。なお、キャッシングリボ払い支払元金は、キャッシングリボ払い利用可能枠に応じて、当行が増額できるものとします。

4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。

4. 本会員は、以下のとおり利息を支払うものとします。

- （1）標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング 1 回払いに関して、第 30 条第 6 項に定めるキャッシング 1 回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
- （2）当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高（ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および（1）のキャッシングリボ払い利用金額を差し引いた金額）に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日

- （1）標準期間におけるキャッシングリボ払い利用金額に対して融資日の翌日（なお、標準期間におけるキャッシング 1 回払いに関して、第 30 条第 6 項に定めるキャッシング 1 回払いからキャッシングリボ払いへの返済方式の変更があった場合は、変更日の翌日）から標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日
- （2）当月の約定支払日のキャッシングリボ払い利用残高（ただし、同日に支払うキャッシングリボ払い支払元金および（1）のキャッシングリボ払い利用金額を差し引いた金額）に対して当月の約定支払日の翌日から翌月の約定支払日までの間当行所定の利率を乗じた金額を翌月の約定支払日

5. 当行が認めた場合、本会員は、当行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボー

5. 当行が認めた場合、本会員は、当行所定の方法によりキャッシングリボ払い支払元金の金額を変更し、また、返済方式を、ボーナス併用払いまたはボー

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

ナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。

ナス月のみ元金定額払いに変更できるものとします。第3項にかかわらず、本会員は、ボーナス併用払いの場合、ボーナス指定月の約定支払日においては本会員が指定した金額を加算した金額をキャッシングリボ払い支払元金とし、ボーナス月のみ元金定額返済の場合、ボーナス指定月の約定支払日においてのみ本会員が指定した金額をキャッシングリボ払い支払元金として支払うものとします。

6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

6. 本会員は、キャッシングリボ払い利用残高および利息については、第3項、第4項、第5項の支払いのほか本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い随時支払うことができます。

7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でない判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

7. 当行は、約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合、本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合、その他会員のJCBカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のキャッシングリボ払いの利用が適当でない判断した場合には、会員の新たなキャッシングリボ払いの利用を中止することができるものとします。なお、延滞の発生により利用を中止する場合は、本会員の当該延滞に係るその後の支払い状況にかかわらず、当行が定める一定の期間内において継続して利用を中止する場合があります。

8. 第30条第8項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

8. 第30条第8項の規定は、キャッシングリボ払いに準用されます。

第32条 (CD・ATMでの利用)

第32条 (CD・ATMでの利用)

会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。）を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、**(1)(2)においては当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」および「繰上返済方法」に定めるものをいう。）を、(3)においては当行所定の金融機関利用料（本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に定めるものをいう。）**を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。

- (1) キャッシング1回払いの利用
- (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
- (3) ショッピングリボ払いの随時支払い

- (1) キャッシング1回払いの利用
- (2) キャッシングリボ払いの利用または随時支払い
- (3) ショッピングリボ払いの随時支払い

第4章 お支払い方法その他

第4章 お支払い方法その他

第33条 (約定支払日と口座振替)

第33条 (約定支払日と口座振替)

1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座等を届け出るものとしますが、入会申込書等において予め当行が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることもできます。以下「お支払い口座」という。）から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落しがなされることがあります。

1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等（原則として本会員名義の口座等を届け出るものとしますが、入会申込書等において予め当行が特に認める場合は別名義の口座等を届け出ることもできます。以下「お支払い口座」という。）から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日**等**にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法（この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合**または事務上の都合がある場合には**、当該約定支払日以降の**日に**、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落しがなされることがあります。

2. 前項に基づき当行がお支払い口座から自動引落しをする場合、当行は当行普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで自動引落しができるものとします。

2. 前項に基づき当行がお支払い口座から自動引落しをする場合、当行は当行普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳、払戻請求書または当座小切手なしで自動引落しができるものとします。

3. 当行が本会員に明細（第34条第1項に定めるものをいう。）の通知手続きを行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払い

3. 当行が本会員に明細（第34条第1項に定めるものをいう。）の通知手続きを行った後に、本会員が本規約末尾に記載の「繰上返済方法」に従い、約定支払日の前に借入金等を支払ったこと、もしくは会員がキャッシング1回払い

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

もしくはキャッシングリボ 払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

4. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当行に対し支払うものとします。

5. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当行に係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。

6. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第8項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

8. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。（ただし、第6項に基づく返金時のみ、第7項は適用されません。）

9. 本会員が本規約に基づきATMを利用する方法または当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当行による受領が翌営業日となる場合があります。

もしくはキャッシングリボ 払いを利用したこと等により、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき手数料もしくは利息の金額と当行が前項の方法により約定支払日に本会員から実際に支払いを受けた手数料もしくは利息の金額との間に差額が生ずる場合、または本会員が当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、本会員が本規約に基づき当行に支払うべき金額を超えて当行に対する支払いをした場合、当行は翌月の約定支払日に本会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを本会員は承諾するものとします。なお、当行は本会員が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当行が本会員に返金すべき金額を差し引くことができます。

4. 会員が国外でカードを利用した場合等の本会員の外貨建債務については、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法に基づき、円換算した円貨により、本会員は当行に対し支払うものとします。

5. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、当行が本会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCBの関係会社が加盟店等に第23条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、当行に係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCBの関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。

6. 会員が国外で付加価値税（VAT）返金制度を利用した場合において、当行が本会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税（VAT）返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点（会員が付加価値税（VAT）返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。）のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、会員が本条第8項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、当行が本項に基づき本会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。

7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に**当行が指定した料金（当行が別途公表します。）を加算したものとします。**なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。

8. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、会員が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほかに、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、会員が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、会員が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第4項、第5項および第7項の適用はありません。なお、加盟店が会員に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。（ただし、第6項に基づく返金時のみ、第7項は適用されません。）

9. 本会員が本規約に基づきATMを利用する方法または当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、本会員が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当行による受領が翌営業日となる場合があります。

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

第 34 条 (明細)	第 34 条 (明細)
<p>1. 当行は、本会員の約定支払額、ショッピングリボ払い利用残高、ショッピング分割払い利用残高（ショッピングスキップ払い利用残高を含む。）およびキャッシングリボ払い利用残高等（以下「明細」という。）を約定支払日の当月初め頃、当行所定の方法により、本会員に通知します。なお、第 24 条第 2 項（2）に基づく利用内容の変更等がなされた場合、当行は、当該変更後の明細を再通知します。なお、年会費のみの支払いの場合、明細の通知を省略することがあります。</p>	<p>1. 当行は、「MyJ チェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を、電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第 24 条第 2 項（2）に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>
<p>2. 当行は、会員がキャッシング 1 回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、利用内容を明らかにした書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>	<p>2. 当行は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に（もっとも、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとし、ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとし、なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>
	<p>3. 当行が本会員に対して第 1 項に基づき明細確定通知を送信したとき、または前項に基づき明細書を送付したときは、本会員は速やかに明細の内容が、本会員および家族会員のカード利用の内容と整合していないものがないか、また本会員および家族会員以外の第三者によるカード利用が含まれていないか、明細を閲覧するなどして確認するものとし、それらの事由があった場合には、直ちに当行に対して届け出るものとし、</p>
	<p>4. 当行は、会員がキャッシング 1 回払い、キャッシングリボ払いを利用した場合、ご利用の都度、利用内容を明らかにした書面を、前項の明細とは別に、本会員の届け出住所へ郵送にて通知します。ただし、本会員が希望または同意する場合は、書面の郵送に代えて、電磁的方法により利用内容を通知します。なお、利用内容を明らかにした書面に記載された返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面を交付後に会員が新規の利用または本会員が返済をした場合は変動します。</p>
<p>3. 会員は、当行が本会員に交付する書面を、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとし、また、当行は、当行が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとし、また、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。</p>	<p>5. 会員は、当行が本会員に交付する書面を、一定期間における貸付・返済その他の取引状況を記載した明細（電磁的方法によるものを含む。以下「代替書面等」という。）に代えることができることを承諾するものとし、また、当行は、当行が定め、本会員に対して別途通知または公表する時期以降、代替書面等による運用を開始するものとし、また、本会員が退会または会員資格を喪失した場合には、それ以降は、代替書面等は本会員に提供されません。</p>
	<p>6. 当行は本会員または本会員であった者（以下、本項において「再発行希望者」という。）が明細書の再発行（当行が過去に第 1 項に基づき明細を通知し、または第 2 項等に基づき明細書を送付したのものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。）を希望し、当行がこれを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとし、この場合、第 2 項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。</p>
第 35 条 (遅延損害金)	第 35 条 (遅延損害金)
<p>1. 本会員が、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手</p>	<p>1. 本会員が、会員のカード利用に基づき当行に対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、ショッピングリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。) に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピンググリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。) に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング1回払い、ショッピンググリボ払い 年 14.60%
- ・キャッシング1回払い、キャッシンググリボ払い 年 19.80%
- ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い 法定利率

数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。) に対しその翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づき当行に対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額(ただし、ショッピンググリボ払い手数料、ショッピング分割払い手数料、ショッピングスキップ払い手数料、金融サービスの手数料および利息ならびに遅延損害金等は除く。) に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、それぞれ以下に定める利率を乗じた遅延損害金を支払うものとします。

- ・ショッピング1回払い、ショッピンググリボ払い 年 14.60%
- ・キャッシング1回払い、キャッシンググリボ払い 年 19.80%
- ・ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングスキップ払い 法定利率

2. 第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。

2. 第1項にかかわらず、ショッピング分割払いに係る債務については以下の遅延損害金を支払うものとします。

(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年 14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額。

(1) 分割支払金の支払いを遅延した場合は、分割支払金のうち分割支払元金に対し約定支払日の翌日から完済に至るまで年 14.60%を乗じた金額。ただし、当該遅延損害金はショッピング分割払い残元金に対し法定利率を乗じた額を超えない金額。

(2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は(1)の場合を除く)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額。

(2) 分割支払金合計額の残額の期限の利益を喪失した場合は(1)の場合を除く)、ショッピング分割払い残元金に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで法定利率を乗じた金額。

第 36 条 (支払金等の充当順序)

第 36 条 (支払金等の充当順序)

本会員の当行に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約に基づき当行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当行所定の順序により当行が行うものとします。

本会員の当行に対する債務の支払額が本規約およびその他の諸契約に基づき当行に対して負担する債務の全額を消滅させるのに充たない場合には、当該支払額の債務への充当は、当行所定の順序により当行が行うものとします。

第 37 条 (当行の債権譲渡)

第 37 条 (当行の債権譲渡)

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

当行は、当行が必要と認めた場合、当行が本会員に対して有するカード利用に係る債権を信託銀行等の第三者に譲渡すること、または担保に入れることがあります。

第 38 条 (期限の利益の喪失)

第 38 条 (期限の利益の喪失)

1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当行からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)または(6)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)または(11)においては当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

1. 本会員は、次のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当行からの催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)または(6)においては何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)または(11)においては当行の請求により、当行に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。

(1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。

(1) 約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、仮処分の手立てまたは滞納処分を受けたとき。

(3) 差押、仮差押、仮処分の手立てまたは滞納処分を受けたとき。

(4) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の手立てを受けたとき、または自らこれらの手立てをしたとき。

(4) 破産、民事再生、金銭の調整に係る調停の手立てを受けたとき、または自らこれらの手立てをしたとき。

(5) 本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担する債務について本会員が当行の指定する保証会社(以下「保証会社」という。) に対し保証を委託した場合において、当該保証会社から当行に対し当該委託に基づく連帯保証の取消または解約の申し出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申し出を除く)があったとき。

(5) 本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担する債務について本会員が当行の指定する保証会社(以下「保証会社」という。) に対し保証を委託した場合において、当該保証会社から当行に対し当該委託に基づく連帯保証の取消または解約の申し出(ただし、もっぱら保証会社側の事情による取消または解約の申し出を除く)があったとき。

(6) 本会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。

(6) 本会員の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令通知が発送されたとき。

(7) カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不相当と認めたとき。

(7) カード改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不相当と認めたとき。

(8) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。

(8) 住所変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明となったとき。

(9) 前各号のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(9) 前各号のほか会員の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(10) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(第 11 条の 2 第 1 項に違反する場合を含むが、それに限らない。)

(10) 本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(第 11 条の 2 第 1 項に違反する場合を含むが、それに限らない。)

(11) 第 42 条第 4 項 (1)、(2)、(4) または (8) のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。

(11) 第 42 条第 4 項 (1)、(2)、(4) または (8) のいずれかの事由に基づき会員資格を喪失したとき。

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

2. 第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第26条の弁済金または第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当行に対する債務の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)または(10)に該当する場合には、第1項の規定が優先して適用されるものとします。

3. 第1項(第11条の2第1項に違反する場合を除く)または第2項に基づき本会員が期限の利益を喪失した場合において、債務の返済に支障がないと当行が判断したときは、当行は本会員に対し当該期限の利益の喪失を取消す場合があります。但し、本会員が期限の利益を喪失したことに基づき、既になされた当行の行為については、その効力を妨げません。

第38条の2(取引の制限等)

1. 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当行が判断した場合
- (3) 会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当行が判断した場合
- (4) 会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5) 会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
- (6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合

第39条(当行からの相殺)

1. 本会員が、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知します。

2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第40条(本会員からの相殺)

1. 本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し、書面により通知します。

2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を

2. 第1項にかかわらず、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払いまたはボーナス1回払いによるショッピング利用代金額に基づく債務については、第26条の弁済金または第27条の分割支払金の支払い、その他本会員の当行に対する債務の支払いを遅滞し、当行から20日以上相当な期間が定められた書面により催告を受けたにもかかわらず、当該書面に記載された期限までに支払わなかったときに期限の利益を喪失するものとします。なお、第1項(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)または(10)に該当する場合には、第1項の規定が優先して適用されるものとします。

3. 第1項(第11条の2第1項に違反する場合を除く)または第2項に基づき本会員が期限の利益を喪失した場合において、債務の返済に支障がないと当行が判断したときは、当行は本会員に対し当該期限の利益の喪失を取消す場合があります。但し、本会員が期限の利益を喪失したことに基づき、既になされた当行の行為については、その効力を妨げません。

第38条の2(取引の制限等)

1. 当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する(一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。)場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。

- (1) 本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の当行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合
- (2) 前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと当行が判断した場合
- (3) 会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると当行が判断した場合
- (4) 会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合
- (5) 会員が在留期間(出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。)の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合
- (6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合
- (7) 第22条第11項に該当した場合

第39条(当行からの相殺)

1. 本会員が、本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務を履行しなければならないときは、その債務と当行に対する本会員の預金その他債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、当行はいつでも相殺することができます。この場合、当行は本会員に対し、書面により通知します。

2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を適用するものとします。

第40条(本会員からの相殺)

1. 本会員は、弁済期にある預金その他の債権と本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務とを、その債務の期限が未到来であっても、本会員自ら当該期限の利益を放棄することにより、相殺することができます。この場合、本会員は当行に対し、書面により通知します。

2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによるものとし、また外国為替相場については当行の相殺計算実行時の相場を

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

適用するものとします。	適用するものとします。
第 41 条（相殺における充当の指定）	第 41 条（相殺における充当の指定）
1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。	1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができます。
2. 本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。	2. 本会員から返済または相殺をする場合に、本会員が本規約に基づくクレジットカード利用により当行に対して負担した債務のほか、当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは当行が指定することができます。
第 42 条（退会および会員資格の喪失等）	第 42 条（退会および会員資格の喪失等）
1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、	1. 会員は、両社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当行の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとし、当行に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、
2. 当行が第 2 条、第 3 条または第 6 条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。	2. 当行が第 2 条、第 3 条または第 6 条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、両社は会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。
3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。	3. 本会員が退会する場合、当然に家族会員も退会となります。
4. 会員（（5）または（10）のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が（1）、（2）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）、（9）、（11）、（12）のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（5）、（9）、（13）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）、（10）、（11）、（12）においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、	4. 会員（（5）または（10）のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が（1）、（2）、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）、（9）、（11）、（12）のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。）は、次のいずれかに該当する場合、（1）、（5）、（9）、（13）においては当然に、（2）においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、（3）、（4）、（6）、（7）、（8）、（10）、（11）、（12）においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとし、また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとし、
（1）会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。	（1）会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
（2）本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。	（2）本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかったとき、その他会員が本規約に違反したとき。
（3）会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。	（3）会員が本規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる時。
（4）会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。	（4）会員の信用状態に重大な変化が生じたとき、または換金目的によるショッピング利用等会員によるカードの利用状況が適当でないと当行が判断したとき。
（5）両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。	（5）両社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。
（6）会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。	（6）会員が反社会的勢力に該当することが判明したとき。
（7）会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。	（7）会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行ったとき。
（8）会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCB または両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。	（8）会員が自らまたは第三者を利用して、当行、JCB または両社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたとき。
①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求	①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求
②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じる	②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じる

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

ような対応の要求

③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為

④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求

⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

(9) お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。

(10) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。

(11) 会員が第11条の3に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。

(12) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。

5. 家族会員は、本会員が、当行所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

6. 第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

7. 第4項または第5項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

8. 当行は、第4項または第5項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めたときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第43条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合 (モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合 (紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに (ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行または JCB の請求により所定の紛失盗難届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行または JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合 (ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。) には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。

ような対応の要求

③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為

④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求

⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為

(9) お支払い口座が開設されている銀行において、指定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またその恐れがあると認め、お支払い口座における取引を停止または本会員に通知する事によりお支払い口座が強制解約されたとき。

(10) 会員が死亡したことを当行が知ったとき、または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当行にあったとき。

(11) 会員が第11条の3に違反したと当行が合理的に判断したとき、または会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかったとき。

(12) 会員のカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められるとき。

(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。

5. 家族会員は、本会員が、当行所定の方法により家族会員による家族カードの利用の中止を申し出た場合、その申し出時をもって当然に、本代理権を喪失し、これにより会員資格を喪失します。

6. 第4項または第5項の場合、会員資格の喪失の通知の有無にかかわらず、当行は加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

7. 第4項または第5項に該当し、当行が直接または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。

8. 当行は、第4項または第5項に該当しない場合でも、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがあるときまたは会員のカード利用が適当でないと合理的な理由に基づき認めたときには、カードの利用を断ることができるものとします。

第43条 (カードの紛失、盗難による責任の区分)

1. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合 (モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。)、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合 (紛失または盗難による場合をいう。)、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに (ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに)、当行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当行または JCB の請求により所定の紛失盗難届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカードについて、当行または JCB が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3. 会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合 (ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。) には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4. 第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

(1) 会員が第2条に違反したとき。

(2) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。

(4) 会員が当行もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

(5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(6) 会員が第3項に違反したとき。

(7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。

(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。

(9) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

(1) 会員が第2条に違反したとき。

(2) 会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。

(4) 会員が当行もしくは JCB の請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくは JCB 等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

(5) 第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(6) 会員が第3項に違反したとき。

(7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。

(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。

(9) その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第43条の2（カード番号等の不正利用）

第43条の2（カード番号等の不正利用）

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

1. カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。

2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難等届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるものうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。

2. 前項にかかわらず、会員がカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当行または JCB に両社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当行または JCB の請求により両社所定の紛失・盗難等届を当行または JCB に提出したことを条件として、当行は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるものうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。

3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第9条（届出事項の変更）第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当行または JCB に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、またはボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。

3. 他人が会員のカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、明細についての次の(1)(2)のうちいずれか早い方の日（なお、日にちを特定するに当たっては、第9条（届出事項の変更）第3項が適用されるものとする。）から60日以内に、会員が前項に基づき当行または JCB に対して通知をした場合に、当該明細に情報が初めて記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。なお、カード番号等が不正に使用されたカード利用の支払区分がショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピングスキップ払い、ショッピング2回払い、またはボーナス1回払いである場合には、これらのカード利用が初めて記載された明細を基準として、60日が経過していないか否かを判定するものとし、2度目以降の記載にかかる明細を基準とはしません。

(1) 当行が明細確定通知を本会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日

(1) 当行が明細確定通知を本会員が登録した E メールアドレス宛に送信した日

(2) 当行が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日

(2) 当行が本会員に対して明細書を送付した場合にあっては、当該明細書が本会員の届出住所に到達した日

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p>	<p>4. 会員は、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当行に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当行の求めに応じて最大限の協力をするものとします。</p>
<p>5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が第2条に違反したとき。</p> <p>(2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</p> <p>(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</p> <p>(4) 会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。</p> <p>(5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</p> <p>(6) 会員が第4項に違反したとき。</p> <p>(7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。</p> <p>(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。</p> <p>(9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</p>	<p>5. 第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当行に支払うものとします。</p> <p>(1) 会員が第2条に違反したとき。</p> <p>(2) 会員関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。</p> <p>(3) 会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。</p> <p>(4) 会員が当行もしくはJCBの請求する書類を提出しなかったとき、または当行もしくはJCB等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。</p> <p>(5) 第2項に定める通知もしくは両社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</p> <p>(6) 会員が第4項に違反したとき。</p> <p>(7) カード番号等の使用の際、会員の認証情報が使用されたとき（ただし、認証情報の管理につき会員に故意または過失が存在しない場合を除く。）。</p> <p>(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じたとき。</p> <p>(9) その他本規約に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</p>
<p>6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用した場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</p>	<p>6. カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用した場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</p>
<p>7. 当行は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前の通知のうえ当該変更を行うことができます。</p>	<p>7. 当行は、前条および本条に定めるカード利用代金の本会員による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当行が当該変更を行う場合には、原則として3ヵ月前までに会員に対して当該変更につき通知します。ただし、当該変更が専ら会員の利益となるものである場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、会員に対して事前の通知のうえ当該変更を行うことができます。</p>
<p>第44条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）</p>	<p>第44条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）</p>
<p>1. 偽造カード（第2条第1項に基づき両社が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。</p>	<p>1. 偽造カード（第2条第1項に基づき両社が発行し当行が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいう。）の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。</p>
<p>2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。</p>	<p>2. 第1項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。</p>
<p>第45条（費用の負担）</p>	<p>第45条（費用の負担）</p>
<p>本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p>	<p>本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p>
<p>第46条（合意管轄裁判所）</p>	<p>第46条（合意管轄裁判所）</p>
<p>会員は、会員と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当行（会員と当行との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。</p>	<p>会員は、会員と当行またはJCBとの間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地または当行（会員と当行との間の訴訟の場合）もしくはJCB（会員とJCBとの間の訴訟の場合）の本社、支社、営業所の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前	変更後
<p>第 47 条 (準拠法)</p>	<p>第 47 条 (準拠法)</p>
<p>会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。</p>	<p>会員と両社との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。</p>
<p>第 48 条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)</p>	<p>第 48 条 (外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)</p>
<p>会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。</p>	<p>会員は、国外でカードを利用するに際しては、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。</p>
<p>第 49 条 (会員規約およびその改定)</p>	<p>第 49 条 (会員規約およびその改定)</p>
<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し（本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。）、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第 4 条の 2 第 1 項に基づき、会員が 2025 年 2 月 28 日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。</p>	<p>第 4 条の 2 第 1 項に基づき、会員が 2025 年 2 月 28 日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。</p>
<p>2025 年 2 月 28 日現在 ※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>	<p>2026 年 3 月 31 日現在 ※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします（改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。）。</p>
<p>〈ご相談窓口〉</p>	<p>〈ご相談窓口〉</p>
<p>1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。</p>	<p>1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。</p>
<p>2. JCB カードのサービス・入退会手続等についてのお問い合わせ、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。 株式会社ジェーシービー JCB インフォメーションセンター 東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700 福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411</p>	<p>2. 宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。 株式会社ジェーシービー JCB インフォメーションセンター 東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700 福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411</p>
<p>3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については下記にご連絡ください。なお、JCB では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。</p>	<p>3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関する各種お問い合わせ（ただし会員情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番 4 に従うものとします。）については下記 WEB サイトに記載の当社の個人情報に関する相談窓口にご連絡ください。なお、当社および JCBでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</p>
<p>(本規約についてのお問い合わせ、ご相談受付窓口) 株式会社福井銀行 クレジットセンター 〒910-0023 福井県福井市順化 1-3-3 0120-291-767 受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く) (個人情報の開示等の手続きについてのお問い合わせ窓口) 株式会社福井銀行 お客さま相談室 〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1 0120-291-028</p>	<p>個人情報に関する相談窓口 https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/#teikei 4. JCB および JCB カード取引システムに参加する JCB の提携会社が共同利用する会員情報に関する各種お問い合わせについては下記にご連絡ください。 (本規約についてのお問い合わせ、ご相談受付窓口) 株式会社福井銀行 クレジットセンター 〒910-0023 福井県福井市順化 1-3-3 0120-291-767 受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く) (個人情報の開示等の手続きについてのお問い合わせ窓口) 株式会社福井銀行 お客さま相談室 〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1 0120-291-028</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>受付時間 9:00～17:00（銀行休業日を除く） （個人情報の取扱いに関する質問及び苦情の受付窓口） 株式会社福井銀行 お客さま相談室 〒910-8660 福井県福井市順化1-1-1 0120-291-028</p> <p>受付時間 9:00～17:00（銀行休業日を除く） （第13条第2項および第3項の共同利用についてのお問い合わせ窓口） 株式会社ジェーシービー お客さま相談室 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500</p>	<p>受付時間 9:00～17:00（銀行休業日を除く） （個人情報の取扱いに関する質問及び苦情の受付窓口） 株式会社福井銀行 お客さま相談室 〒910-8660 福井県福井市順化1-1-1 0120-291-028</p> <p>受付時間 9:00～17:00（銀行休業日を除く） （第13条第2項および第3項の共同利用についてのお問い合わせ窓口） 株式会社ジェーシービー お客さま相談室 〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア 0120-668-500</p>																								
<p>〈共同利用会社〉 本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供 ○株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート 利用目的：保険サービス等の提供</p>	<p>〈共同利用会社〉 本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供 ○株式会社ジェーシービー・サービス 〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート 利用目的：保険サービス等の提供</p>																								
<p>〈加盟個人信用情報機関〉 本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。 ●株式会社シー・アイ・シー（CIC） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 0120-810-414 ホームページ（URL）https://www.cic.co.jp/ ※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。 ●全国銀行個人信用情報センター（KSC） 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 ホームページ（URL）https://www.zenginkyo.or.jp/pcic ※KSCは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。</p>	<p>〈加盟個人信用情報機関〉 本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。 ●株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関） 電話番号 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/ ●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関） 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。 ※株式会社ジェーシービー（JCB）の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、株式会社シー・アイ・シー（CIC）および株式会社日本信用情報機構（JICC）となります。JCB以外のカード発行会社の加盟個人信用情報機関については、カード送付時に同封されている規約集をご確認ください。</p>																								
<p>〈登録情報および登録期間〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>CIC</th> <th>KSC</th> <th>JICC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報</td> <td colspan="3">左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実</td> <td>当該利用日より6ヶ月間</td> <td>当該利用日から1年を超えない期間</td> <td>当該利用日から6ヶ月を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>		CIC	KSC	JICC	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間			②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヶ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヶ月を超えない期間	<p>〈登録情報および登録期間〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>CIC</th> <th>全国銀行個人信用情報センター</th> <th>JICC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）</td> <td colspan="3">左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間</td> </tr> <tr> <td>②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）</td> <td>当該照会日より6ヶ月間</td> <td>当該照会日から1年を超えない期間</td> <td>当該照会日から6ヶ月以内</td> </tr> </tbody> </table>		CIC	全国銀行個人信用情報センター	JICC	①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間			②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日より6ヶ月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヶ月以内
	CIC	KSC	JICC																						
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間																								
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヶ月間	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヶ月を超えない期間																						
	CIC	全国銀行個人信用情報センター	JICC																						
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間																								
②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日より6ヶ月間	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日から6ヶ月以内																						

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

③入会承認日、利用可能枠、貸付残高等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了後5年以内。但し、債務支払を延滞した事実については契約期間中および契約終了後5年間。	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間	契約継続中および債務を完済した日から5年を超えない期間
④官報において公開されている情報	-	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	-
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	-	当該調査中の期間	当該調査中の期間
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	-	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年を超えない期間

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。
 ※上記の他、K S Cについては、不渡情報（第一回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間）が登録されます。
 ※上記の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消および債権譲渡の事実に係る情報は当該事実の発生日から1年を超えない期間が登録されます。

③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日から5年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④官報において公開されている情報	-	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	-
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	本人申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※上記のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。
 ※上表の他、C I CおよびJ I C Cについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。
 ※上記の他、J I C Cについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は**契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）**、および債権譲渡の事実に係る情報は**債権譲渡日から1年以内**が登録されます。

<ショッピングリボ払いのご案内>

<ショッピングリボ払いのご案内>

1. 毎月のお支払い元金

		締切日（毎月15日）のご利用残高			
		10万円以下	10万円超	50万円超	100万円超
		50万円以下		100万円以下	
全額コース		締切日（毎月15日）のご利用残高全額			
定額コース		ご指定の金額（5千円以上1千円単位）*			
残高	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
スライド	標準コース	1万円	10万円超	10万円ごとに1万円加算	
コース	短期コース	2万円	10万円超	10万円ごとに2万円加算	

*ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は1万円以上1千円単位となります。

※新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

1. 毎月のお支払い元金

		締切日（毎月15日）のご利用残高			
		10万円以下	10万円超	50万円超	100万円超
		50万円以下		100万円以下	
全額コース		締切日（毎月15日）のご利用残高全額			
定額コース		ご指定の金額（5千円以上1千円単位）*			
残高	ゆとりコース	5千円	1万円	1万5千円	2万円
スライド	標準コース	1万円	10万円超	10万円ごとに1万円加算	
コース	短期コース	2万円	10万円超	10万円ごとに2万円加算	

*2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。

※新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくは指定いただいていない場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。

※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコースまたは標準コースのみ選択可能です。

2. 手数料率

実質年率 13.20～15.00%

※上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間で別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合があります。

※会員規約および特約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピン

2. 手数料率

2026年10月1日ご利用分から（※1）	実質年率18.00%
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率13.20～15.00%（※2）（※3）

（※1）利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。
 詳細の日付は別途ホームページ
https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html で公表します。
 （※2）上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。ただし、カード発行会社と会員の間で別途約定がある場合は上記以外の利率となる場合があります。
 （※3）会員規約および特約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッ

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

ご利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率 15.00%になります。

[初回のご請求]

実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日

ショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率 15.00%になります。

[初回のご請求]

実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日

[2回目以降のご請求]

実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365 日

3. お支払い例

・定額コース 1 万円、実質年率 15.00%の方が 6 月 30 日に 7 万円をご利用の場合

(1) 8 月 10 日のお支払い

①お支払い元金 10,000 円

②手数料747 円 (7 万円×15.00%×26 日÷365 日)

③8 月 10 日の弁済金 10,747 円 (①+②)

(2) 9 月 10 日のお支払い

①お支払い元金 10,000 円

②手数料764 円 (6 万円×15.00%×31 日÷365 日)

③9 月 10 日の弁済金 10,764 円 (①+②)

※ショッピングリボ払いのご案内の毎月のお支払い元金の定額コースの金額については、お持ちのカードにより記載が異なる場合があります。

3. お支払い例

・定額コース 1 万円、実質年率 18.00%の方が 6 月 30 日に 7 万円をご利用の場合

(1) 8 月 10 日のお支払い

①お支払い元金 10,000 円

②手数料897 円 (7 万円×18.00%×26 日÷365 日)

③8 月 10 日の弁済金 10,897 円 (①+②)

(2) 9 月 10 日のお支払い

①お支払い元金 10,000 円

②手数料917 円 (6 万円×18.00%×31 日÷365 日)

③9 月 10 日の弁済金 10,917 円 (①+②)

※ショッピングリボ払いのご案内の毎月のお支払い元金の定額コースの金額については、お持ちのカードにより記載が異なる場合があります。

<ショッピング分割払いのご案内>

<ショッピング分割払いのご案内>

1. 手数料率

ORIGINAL 一般カード・EXTAGE 一般カード・LINDA-m i a カード：実質年率 15.0%

ゴールドカード・EXTAGE ゴールドカード：実質年率 12.0%

1. 手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00% [月利1.50%]
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00~15.00% [月利1.00~1.25%](※2)

(※1) 利率改定は 2026 年 10 月 1 日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。

詳細の日付は別途ホームページ

(https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html) で公表します。

(※2) 上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。

ただし、カード発行会社と会員の間別途改定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

2. 支払回数表 実質年率 15.0%の場合

支払回数	3 回	5 回	6 回	10 回	12 回
支払期間	3 カ月	5 カ月	6 カ月	10 カ月	12 カ月
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%
(ショッピング利用代金 10,000 円あた)	251 円	378 円	442 円	700 円	831 円

支払回数	15 回	18 回	20 回	24 回
支払期間	15 カ月	18 カ月	20 カ月	24 カ月
割賦係数	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%
(ショッピング利用代金 10,000 円あた)	1,029 円	1,229 円	1,364 円	1,637 円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

2. 支払回数および支払期間

3 回 (3 カ月) ~ 60 回 (60 カ月) の各回 (各月数)

<ショッピング利用代金 10,000 円当たりの分割払手数料の額の例>

実質年率 18.00%の場合

支払回数	3 回	10 回	12 回	18 回	24 回
支払期間	3 カ月	10 カ月	12 カ月	18 カ月	24 カ月
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%
(ショッピング利用代金 10,000 円あたりの分割払手数料の額)	301 円	843 円	1,002 円	1,485 円	1,982 円

支払回数	30 回	36 回	48 回	60 回
支払期間	30 カ月	36 カ月	48 カ月	60 カ月
割賦係数	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%
(ショッピング利用代金 10,000 円あたりの分割払手数料の額)	2,492 円	3,015 円	4,100 円	5,236 円

※加盟店により、上記以外の支払回数をご指定いただける場合があります。

※実質年率が 18.00%ではない場合は、割賦係数およびショッピング利用代金 10,000 円あたりの分割払手数料の額は、上記の表と異なります。

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

3. お支払い例
 実質年率 15.0%の方が6月 30 日にショッピング利用代金 10 万円の商品を 10 回払いでご購入の場合
 A. 上表に基づく手数料総額
 100,000 円×7.00%=7,000 円
 B. 上表に基づく支払総額
 100,000 円+7,000円=107,000 円※1
 C. 毎月の支払額
 107,000 円÷10 回=10,700 円※2
 (ただし、初回 10,518 円※3、最終回 10,699 円※4)
 D. 分割支払金合計額
 10,518 円(初回)+10,700 円×8 (第2回～第9回) +10,699 円(最終回)=106,817 円
 ※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)
 ※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。
 ※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。
 月利計算の手数料 100,000 円×15.0%÷12 ヶ月=1,250 円
 初回支払元金 10,700 円-1,250 円=9,450 円
 日割計算の手数料
 100,000 円×15.0%×26 日÷365 日=1,068 円
 (ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月 10 日まで)÷365 日)
 初回支払額 9,450 円+1,068 円=10,518 円
 ※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(ショッピング利用代金からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。
 〈例、第2回〉
 初回支払後残高 100,000 円-9,450 円=90,550 円
 月利計算の手数料 90,550 円×15.0%÷12 ヶ月=1,131 円
 第2回支払元金 10,700 円-1,131円=9,569 円

<ショッピングスキップ払いのご案内>
 ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日に一括(1回)でのお支払いとなります。
 手数料：ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)
 支払期間：54～239 日

1. 手数料率
 ORIGINAL 一般カード・EXTAGE 一般カード・LINDA-m i a カード：実質年率 15.0% [月利 1.25%]
 ゴールドカード・EXTAGE ゴールドカード：実質年率 12.0% [月利 1.00%]

2. お支払い例
 実質年利 15.00%の方が6月 30 日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月 10 日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月 10 日へ変更した

3. お支払い例
 実質年率 18.00%の方が6月 30 日に現金販売価格 10 万円の商品を 10 回払いでご購入の場合
 A. 上表に基づく手数料総額
 100,000 円×8.43%=8,430 円
 B. 上表に基づく支払総額
 100,000 円+8,430 円=108,430 円※1
 C. 毎月の支払額
 108,430 円÷10 回=10,843 円※2
 (ただし、初回 10,625 円※3、最終回 10,842 円※4)
 D. 分割支払金合計額
 10,625 円(初回)+10,843 円×8 (第2回～第9回) +10,842 円(最終回)=108,211 円
 ※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。(計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。)
 ※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。
 ※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。
 月利計算の手数料 100,000 円×1.50%= 1,500 円
 初回支払元金 10,843 円-1,500 円=9,343 円
 日割計算の手数料
 100,000 円×18.00%×26 日÷365 日=1,282 円
 (ご利用金額×実質年率×日数(締切日の翌日より翌月 10 日まで)÷365 日)
 初回支払額 9,343 円+1,282 円=10,625 円
 ※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金(現金販売価格からお支払済分割支払元金(初回から第9回まで)の合計を差し引いた金額)と手数料の合計となります。第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。
 〈例、第2回〉
 初回支払後残高 100,000 円-9,343 円=90,657 円
 月利計算の手数料 90,657 円×1.50% =1,359 円
 第2回支払元金 10,843 円-1,359円=9,484 円

<ショッピングスキップ払いのご案内>
 ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の10日(ただし、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に一括(1回)でのお支払いとなります。
 手数料：ご利用金額×手数料率(月利)×繰延月数(変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。)
 支払期間：54～239 日

1. 手数料率

2026年10月1日ご利用分から(※1)	実質年率18.00% [月利1.50%]
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率12.00～15.00% [月利1.00～1.25%](※2)

(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日より後の日となる可能性があります。
 詳細の日付は別途ホームページ
https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html で公表します。
 (※2) 上記利率の範囲内で、カード発行会社ごとに設定となります。
 ただし、カード発行会社と会員の間別途改定がある場合は上記以外の利率となる場合もあります。

2. お支払い例
 実質年利 18.00%の方が6月 30 日にショッピング1回払いにて1万円を利用し(8月 10 日お支払い分にて利用)、お支払い月を11月 10 日へ変更した

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

場合
 <11月10日のお支払い>
 ①お支払い元金 10,000円
 ②手数料375円 (1万円×3ヵ月×(15.00%/12ヵ月))
 ③11月10日の支払額 10,375円 (①+②)

場合
 <11月10日のお支払い>
 ①お支払い元金 10,000円
 ②手数料450円 (1万円×3ヵ月×(18.00%/12ヵ月))
 ③11月10日の支払額 10,450円 (①+②)

<キャッシングサービスのご案内>

<キャッシングサービスのご案内>

●キャッシングサービス利率*
 ORIGINAL 一般カード・EXTAGE 一般カード・LINDA-m i aカード：実質年率 14.8%
 ゴールドカード・EXTAGE ゴールドカード：実質年率 12.0%
 ●遅延損害金：実質年率 19.8%*
 *1年 365日 (うるう年は 366日) による日割計算。

●キャッシングサービス利率*
 ORIGINAL 一般カード・EXTAGE 一般カード・LINDA-m i aカード：実質年率 14.8%
 ゴールドカード・EXTAGE ゴールドカード：実質年率 12.0%
 ●遅延損害金：実質年率 19.8%*
 *1年 365日 (うるう年は 366日) による日割計算。

名称	返済方式	返済期間/返済回数	担保
キャッシング 1回払い (国内・海外)	元利一括払い	23~56日 (ただし暦による) / 1回	不要
JCB キャッシング リボ払い	毎月元金定額 払いボーナス 併用払いボ ナス月のみ 元金定額払い	利用残高および返済方式に応じ、返済元金と 利息を完済するまでの期間、回数。 (返済例) 貸付金額 50万円 で返済元金 1万円の毎月 元金定額払いの場合、50ヵ月/50回。	

名称	返済方式	返済期間/返済回数	担保
キャッシング 1回払い (国内・海外)	元利一括払い	23~56日 (ただし暦による) / 1回	不要
JCB キャッシング リボ払い	毎月元金定額 払いボーナス 併用払いボ ナス月のみ 元金定額払い	利用残高および返済方式に応じ、返済元金と 利息を完済するまでの期間、回数。 (返済例) 貸付金額 50万円 で返済元金 1万円の毎月 元金定額払いの場合、50ヵ月/50回。	

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます (最大返済期間は101日)。
 この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

※海外キャッシング1回払いをご利用の場合、国外の金融機関等の事務処理の都合上、ご利用データのJCBへの到着が遅れ、お支払日が標準期間満了日の属する月の2ヵ月後または3ヵ月後の約定支払日となる場合がございます (最大返済期間は101日)。
 この場合であっても、手数料は、融資日の翌日から標準期間満了日の属する月の翌月10日までの期間に手数料率を乗じた金額となります。

<繰上返済方法>

<繰上返済方法>

	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い *	キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い	
1. ATMによるご返済	○	×	×	○	当行が指定するATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当行に申し出のうえ、当行指定口座への振込により返済する方法
4. 持参によるご返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法

	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い *	キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い	
1. ATMによるご返済	○	×	×	○	当行が指定するATM等から入金して返済する方法
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に当行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法
3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に当行に申し出のうえ、当行指定口座への振込により返済する方法
4. 持参によるご返済	○	○	○	○	当行に現金を持参して返済する方法

*全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。
 ※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。
 ※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

*全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの繰上返済方法と同様です。
 ※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。
 ※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。

個人情報利用等に関する同意について

個人情報利用等に関する同意について

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

申込人および家族会員申込人（以下併せて「申込人等」といいます。）は、株式会社福井銀行ならびに株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）に「iicaJCBカード」の申込みを、株式会社福井カード（以下「保証会社」といいます。）に保証委託の申込みを行うにあたり、下記の条項の内容に同意します。下記の条項が申込書、会員規約等の条項と重複している場合には下記の条項が適用され、下記の条項以外の条項については、申込書、会員規約等の条項が適用されることとします。JURACAを申し込むにあたり、IV. 「JURACAを申し込むにあたっての同意について」（株式会社福井新聞社）、V. 「JURACAを申し込むにあたっての同意について」（株式会社セブンカードサービス）にて、個人情報の取扱いに関して定めることに同意します。

申込人および家族会員申込人（以下併せて「申込人等」といいます。）は、株式会社福井銀行ならびに株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます。）に「iicaJCBカード」の申込みを、株式会社福井カード（以下「保証会社」といいます。）に保証委託の申込みを行うにあたり、下記の条項の内容に同意します。下記の条項が申込書、会員規約等の条項と重複している場合には下記の条項が適用され、下記の条項以外の条項については、申込書、会員規約等の条項が適用されることとします。JURACAを申し込むにあたり、IV. 「JURACAを申し込むにあたっての同意について」（株式会社福井新聞社）、V. 「JURACAを申し込むにあたっての同意について」（株式会社セブンカードサービス）にて、個人情報の取扱いに関して定めることに同意します。

I. カードを申し込むにあたっての同意について

I. カードを申し込むにあたっての同意について

第1条（個人情報の利用目的）

第1条（個人情報の利用目的）

申込人等は、当行が、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき申込人等の個人情報（本申込み後の変更・追加内容および本申込み前に取得した内容を含みます。以下同じ。）を、下記の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲において保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、銀行法施行規則等の規定に基づき、当行は業務を行う際に知り得た私に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

申込人等は、当行が、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき申込人等の個人情報（本申込み後の変更・追加内容および本申込み前に取得した内容を含みます。以下同じ。）を、下記の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲において保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、銀行法施行規則等の規定に基づき、当行は業務を行う際に知り得た私に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

1. 業務内容
- （1）預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - （2）公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険販売業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - （3）その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。）

1. 業務内容
- （1）預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - （2）公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険販売業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - （3）その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含みます。）

2. 利用目的

福井銀行および福井銀行のグループ会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用させていただきます。

なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

2. 利用目的

福井銀行および福井銀行のグループ会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用させていただきます。

なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ④ 適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑤ お客さまに対し取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ⑥ 上記「業務内容」に記載の業務でのお取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑦ 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断や融資後の管理のため
- ⑧ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑨ 債権の譲渡または証券化等の適切な業務の遂行に必要な範囲内で個人情報を第三者に提供するため
- ⑩ 他の事業者等から個人情報を含む業務の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑪ お客さまとの契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑫ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑬ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ④ 適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑤ お客さまに対し取引結果、預り残高などの報告を行うため
- ⑥ 上記「業務内容」に記載の業務でのお取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ⑦ 融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断や融資後の管理のため
- ⑧ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑨ 債権の譲渡または証券化等の適切な業務の遂行に必要な範囲内で個人情報を第三者に提供するため
- ⑩ 他の事業者等から個人情報を含む業務の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑪ お客さまとの契約や法律に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑫ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑬ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>(他社の商品宣伝物の送付を含む)</p> <p>⑭ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</p> <p>⑮ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</p> <p>⑯ 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた金融商品・サービスに関する広告を行うためその他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。</p>	<p>(他社の商品宣伝物の送付を含む)</p> <p>⑭ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</p> <p>⑮ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</p> <p>⑯ 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた金融商品・サービスに関する広告を行うためその他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。</p>
<p>3. 利用目的の限定</p> <p>① 銀行法施行規則等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。</p> <p>②銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供しません。</p>	<p>3. 利用目的の限定</p> <p>① 銀行法施行規則等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。</p> <p>②銀行法施行規則等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供しません。</p>
<p>第2条 (個人情報情報機関の利用等)</p>	<p>第2条 (個人情報情報機関の利用等)</p>
<p>1. 申込人は、当行の加盟する個人情報情報機関 (個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟個人情報機関」といいます。) および同機関と提携する個人情報情報機関 (以下「提携個人情報機関」といいます。) に申込人の個人情報 (当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。) が登録されている場合には、当行がそれを与信取引上の判断 (返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第 13 条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じ。) のために利用することに同意します。</p>	<p>1. 申込人は、当行の加盟する個人情報情報機関 (個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟個人情報機関」といいます。) および同機関と提携する個人情報情報機関 (以下「提携個人情報機関」といいます。) に申込人の個人情報 (当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含みます。) が登録されている場合には、当行がそれを与信取引上の判断 (返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則第 13 条の6の6等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。以下同じ。) のために利用することに同意します。</p>
<p>2. 申込人は、自らの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当行の加盟個人情報機関に本同意書末尾に記載の表に定める期間登録され、当行の加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p>	<p>2. 申込人は、自らの本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当行の加盟個人情報機関に本同意書末尾に記載の表に定める期間登録され、当行の加盟個人情報機関および提携個人情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。</p>
<p>3. 申込人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>	<p>3. 申込人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>
<p>4. 当行の加盟個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は本同意書末尾に記載のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面にて通知し、同意を得るものとします。</p>	<p>4. 当行の加盟個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は本同意書末尾に記載のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面にて通知し、同意を得るものとします。</p>
<p>5. 当行の加盟個人情報機関が提携する提携個人情報機関は本同意書末尾に記載のとおりです。</p>	<p>5. 当行の加盟個人情報機関が提携する提携個人情報機関は本同意書末尾に記載のとおりです。</p>
<p>6. 個人情報情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。(当行ではできません。)</p>	<p>6. 個人情報情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。(当行ではできません。)</p>
<p>第3条 (当行と保証会社の間での個人情報の提供)</p>	<p>第3条 (当行と保証会社の間での個人情報の提供)</p>
<p>申込人は本申込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、当行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。</p>	<p>申込人は本申込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、当行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。</p>
<p>(1) 当行より保証会社に提供される情報</p> <p>①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込み内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報</p> <p>②本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報</p> <p>③当行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報</p> <p>④当行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報</p>	<p>(1) 当行より保証会社に提供される情報</p> <p>①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込み内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報</p> <p>②本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報</p> <p>③当行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報</p> <p>④当行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

⑤延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報 ⑥当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報	⑤延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報 ⑥当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
<提供される目的>	<提供される目的>
①本申込みならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定 ②保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し ③加盟信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供 ④法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行 ⑤市場調査等研究開発 ⑥取引上必要な各種郵便物の送付 ⑦その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行	①本申込みならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定 ②保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し ③加盟信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供 ④法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行 ⑤市場調査等研究開発 ⑥取引上必要な各種郵便物の送付 ⑦その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行
(2) 保証会社より当行に提供される情報 ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込み内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報 ②本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報 ③保証会社における保証審査の結果に関する情報 ④保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報 ⑤保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等当行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ⑥当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑦代位弁済完了後の返済状況等に関する情報	(2) 保証会社より当行に提供される情報 ①氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込み内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報 ②本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報 ③保証会社における保証審査の結果に関する情報 ④保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報 ⑤保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等当行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報 ⑥当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報 ⑦代位弁済完了後の返済状況等に関する情報
<提供される目的>	<提供される目的>
第1条に定める当行における個人情報の利用目的	第1条に定める当行における個人情報の利用目的
第4条 (個人情報の保険会社への第三者提供)	第4条 (個人情報の保険会社への第三者提供)
申込人等は本契約に保険を付ける場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を、下記に記載の利用目的の達成に必要な範囲で、当行が保険契約を締結する幹事生命・損害保険会社に提供されることに同意します。	申込人等は本契約に保険を付ける場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を、下記に記載の利用目的の達成に必要な範囲で、当行が保険契約を締結する幹事生命・損害保険会社に提供されることに同意します。
<提供される情報>	<提供される情報>
(1) 氏名、当行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報 (2) 延滞情報を含む本契約の返済に関する情報 (3) その他、当行が幹事生命・損害保険会社に対して保険金を請求するにあたり必要な情報	(1) 氏名、当行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報 (2) 延滞情報を含む本契約の返済に関する情報 (3) その他、当行が幹事生命・損害保険会社に対して保険金を請求するにあたり必要な情報
<提供される目的>	<提供される目的>
幹事生命・損害保険会社における当該生命・損害保険の加入、管理および支払いのため	幹事生命・損害保険会社における当該生命・損害保険の加入、管理および支払いのため
第5条 (債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供)	第5条 (債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供)
ローン等の債権は、債権譲渡・証券化等の方法により、当行以外の事業者等に移転することがあります。申込人等は、その際、申込人等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。	ローン等の債権は、債権譲渡・証券化等の方法により、当行以外の事業者等に移転することがあります。申込人等は、その際、申込人等の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。
第6条 (個人情報の利用・提供の中止)	第6条 (個人情報の利用・提供の中止)
1. 当行は第1条第2項(12)(13)に記載する利用目的での個人情報の利用について、申込人等から利用中止の申し出があったときは遅滞なくこれに応じ、以降の当該目的での利用を中止する措置をとるものとします。	1. 当行は第1条第2項(12)(13)に記載する利用目的での個人情報の利用について、申込人等から利用中止の申し出があったときは遅滞なくこれに応じ、以降の当該目的での利用を中止する措置をとるものとします。
2. 前項の利用中止手続きについては、取引店に連絡のうえ当行所定の方法により行い、当行はすみやかにこれに応じるものとします。	2. 前項の利用中止手続きについては、取引店に連絡のうえ当行所定の方法により行い、当行はすみやかにこれに応じるものとします。
第7条 (個人情報の開示・訂正・削除)	第7条 (個人情報の開示・訂正・削除)
1. 申込人は、当行および第2条で記載する個人信用情報機関に対して、申込人に関する個人情報を個人情報の保護に関する法律の定めるところにより開示	1. 申込人は、当行および第2条で記載する個人信用情報機関に対して、申込人に関する個人情報を個人情報の保護に関する法律の定めるところにより開示

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

するよう請求することができます。
 (1) 当行に開示を求める場合には、取引店に連絡のうえ、当行所定の方法により行い、当行はすみやかにこれに応じるものとします。
 (2) 個人情報情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾に記載の個人情報情報機関に連絡してください（当行ではできません。）

するよう請求することができます。
 (1) 当行に開示を求める場合には、取引店に連絡のうえ、当行所定の方法により行い、当行はすみやかにこれに応じるものとします。
 (2) 個人情報情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾に記載の個人情報情報機関に連絡してください（当行ではできません。）

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行は個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第8条（本同意条項に不同意の場合）

第8条（本同意条項に不同意の場合）

当行は、申込人等が本契約の必要な記載事項（契約書面表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

当行は、申込人等が本契約の必要な記載事項（契約書面表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第9条（本契約が不成立の場合）

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立であっても本申込みをした事実は第1条および第2条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

本契約が不成立であっても本申込みをした事実は第1条および第2条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

第10条（条項の変更）

当行は、本同意条項について法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

当行は、本同意条項について法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

II. クレジットカードを申込むにあたっての同意について

II. クレジットカードを申込むにあたっての同意について

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

第1条（個人情報の収集、保有、利用、預託）

1. 会員等は、当行およびJCB（以下「両社」といいます。）が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

1. 会員等は、当行およびJCB（以下「両社」といいます。）が会員等の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。

(1) 本契約（本申し込みを含む。以下同じ。）を含む当行もしくはJCBまたは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の個人情報を収集、利用すること。

①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および契約後に届け出た事項。

①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および契約後に届け出た事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。

②入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等と両社の契約内容に関する事項。

③申込人のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。

③申込人のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において両社が知り得た事項。

④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。

④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行またはJCBが収集したクレジット利用・支払履歴。

⑤犯罪収益移転防止法で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。

⑤犯罪収益移転防止法で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。

⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。

⑥当行またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、申込人が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本条項末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

(2) 以下の目的のために、前号①②③④の個人情報を利用すること。ただし、申込人が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等について当行またはJCBに中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本条項末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

①カードの機能、付帯サービス等の提供。

②当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査を含む。）。

②当行もしくはJCBまたは両社のクレジットカード事業その他の当行もしくはJCBまたは両社の事業（当行またはJCBの定款記載の事業をいいます。以下「両社事業」という場合において同じ。）における取引上の判断（会員等による加盟店申込み審査を含む。）。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

④両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

④両社事業における宣伝物の送付等、当行、JCBまたは加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

(3) 本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

(3) 本契約に基づく当行またはJCBの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBが運営するクレジットカード取引システム(以下「JCBクレジットカード取引システム」)に参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第6条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。http://www.jcb.co.jp/r/riyou/) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

2. 会員等は、当行、JCBおよびJCBが運営するクレジットカード取引システム(以下「JCBクレジットカード取引システム」)に参加するJCBの提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④の個人情報(第6条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します。(JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社は次のホームページにてご確認いただけます。http://www.jcb.co.jp/r/riyou/) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」といいます。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本条項末尾に記載のとおりです。) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」といいます。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。(共同利用会社および利用目的は本条項末尾に記載のとおりです。) なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。

4. 会員等は本申し込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、第1項(1)①②③④の個人情報を、委託を受けた保証会社においては本項(1)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBにおいては本項(2)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBと委託を受けた保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

4. 会員等は本申し込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、第1項(1)①②③④の個人情報を、委託を受けた保証会社においては本項(1)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBにおいては本項(2)に定める目的の達成に必要な範囲で、当行およびJCBと委託を受けた保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

(1) 委託を受けた保証会社の利用目的

- ①本申し込みの受付、保証の審査および保証の決定
- ②会員等の委託に係る保証取引(以下「本件保証取引」といいます。)に関する与信判断および与信後の管理
- ③加盟する個人信用情報機関への提供および適正かつ適法と認められる範囲での第三者の提供
- ④本件保証取引上の権利行使および義務の履行
- ⑤法令等によって認められる権利行使および義務の履行
- ⑥本件保証取引上必要な会員等への連絡および郵便物等の送付

(1) 委託を受けた保証会社の利用目的

- ①本申し込みの受付、保証の審査および保証の決定
- ②会員等の委託に係る保証取引(以下「本件保証取引」といいます。)に関する与信判断および与信後の管理
- ③加盟する個人信用情報機関への提供および適正かつ適法と認められる範囲での第三者の提供
- ④本件保証取引上の権利行使および義務の履行
- ⑤法令等によって認められる権利行使および義務の履行
- ⑥本件保証取引上必要な会員等への連絡および郵便物等の送付

(2) 当行およびJCBの利用目的

- ①当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理
- ②本条第1項(2)①②③の目的

(2) 当行およびJCBの利用目的

- ①当行またはJCBもしくは両社との取引に関する与信判断および与信後の管理
- ②本条第1項(2)①②③の目的

第2条 (個人信用情報機関の利用および登録)

第2条 (個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)

1. 会員等は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下のとおり同意します。

(1) 本会員および本会員として申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。)の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等)を、両社は加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」という。)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という。)に提供し、本会員等に関する信用情報(4)①に定める情報をいう。以下同じ。)をこれらの個人信用情報機関に照会します。

(1) 会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関(以下「加盟個人信用情報機関」といいます。) および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」といいます。)に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。

(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用されます。

(2) 加盟個人信用情報機関に、会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本条項末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断(会員等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。た

(3) 本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(「登録情報および登録期間」表(以下「登録情報・期間表」という。)に列挙する情報等をいう。)を加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。

(4) 加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用す

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

だし、割賦販売法および貸金業法により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。)のために利用されること。

(3) 前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。

2. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本条項末尾に記載の個人情報機関とし、各加盟個人情報機関に登録する情報は本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当行またはJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第3条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行、JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当行に対する開示請求：本条項末尾に記載の当行相談窓口へ
- (2) JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本条項末尾に記載のJCB相談窓口へ
- (3) 加盟個人情報機関に対する開示請求：本条項末尾に記載の各加盟個人情報機関へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本条項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申し出は本条項末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

第5条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第1条に定める目的(ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付およ

ること、および加盟事業者に提供します。

①加盟個人情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。)を保有します。

- ア. (3)により、加盟事業者から提供を受けた情報
- イ. 加盟個人情報機関が収集した上記ア以外の情報
- ウ. 加盟個人情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報

②加盟個人情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。

- ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理
- イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出
- ウ. ③に基づく信用情報の提供

③加盟個人情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。)のために利用します。

(5) 加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟事業者は個人情報を相互に提供し、利用します。

(6) 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本条項末尾に記載の個人情報機関とし、各加盟個人情報機関に登録する情報は本同意書末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、当行またはJCBが新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第3条 (個人情報の開示、訂正、削除)

1. 会員等は、当行、JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社、共同利用会社および加盟個人情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。

- (1) 当行に対する開示請求：本条項末尾に記載の当行相談窓口へ
- (2) JCB、JCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本条項末尾に記載のJCB相談窓口へ
- (3) 加盟個人情報機関に対する開示請求：本条項末尾に記載の各加盟個人情報機関へ

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条 (個人情報の取り扱いに関する不同意)

両社は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本条項に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。(本条に関する申し出は本条項末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

第5条 (契約不成立時および退会後の個人情報の利用)

1. 両社が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第1条に定める目的(ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付およ

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

び同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。) および第2条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

び同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。) および第2条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2. 退会の申し出または会員資格の喪失後も、第1条に定める目的(ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。) および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

2. 退会の申し出または会員資格の喪失後も、第1条に定める目的(ただし、第1条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当行、JCBまたは加盟店等の営業案内等を除く。) および開示請求等に必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

【お問合せ・相談窓口】

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品などについてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

1. 商品などについてのお問合せ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。

2. 本条項についてのお問い合わせ、ご相談については、下記の当行クレジットセンターまで、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については当行本支店店舗窓口または下記にご連絡ください。

2. 本条項についてのお問い合わせ、ご相談については、下記の当行クレジットセンターまで、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については当行本支店店舗窓口または下記にご連絡ください。

(本条項についてのお問い合わせ、ご相談受付窓口)

(本条項についてのお問い合わせ、ご相談受付窓口)

株式会社福井銀行 クレジットセンター

株式会社福井銀行 クレジットセンター

〒910-0023 福井県福井市順化 1-3-3

〒910-0023 福井県福井市順化 1-3-3

0120-291-767

0120-291-767

受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

(個人情報の開示等の手続きについてのお問い合わせ窓口)

(個人情報の開示等の手続きについてのお問い合わせ窓口)

株式会社福井銀行 お客さま相談室

株式会社福井銀行 お客さま相談室

〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1

〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1

0120-291-028

0120-291-028

受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

(個人情報の取扱いに関する質問及び苦情の受付窓口)

(個人情報の取扱いに関する質問及び苦情の受付窓口)

株式会社福井銀行 お客さま相談室

株式会社福井銀行 お客さま相談室

〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1

〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1

0120-291-028

0120-291-028

受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

受付時間 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

(第1条第2項および第3項の共同利用についてのお問い合わせ窓口)

(第1条第2項および第3項の共同利用についてのお問い合わせ窓口)

株式会社ジェーシービー お客様相談室

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22

〒107-8686 東京都港区南青山 5-1-22

青山ライズスクエア

青山ライズスクエア

0120-668-500

0120-668-500

〈共同利用会社〉

〈共同利用会社〉

JCBが本条項に定める共同利用会社は以下のとおりです。

JCBが本条項に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCBトラベル

○株式会社JCBトラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-13-2

高田馬場 TS ビル

高田馬場 TS ビル

利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

利用目的: 旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20

〒107-0062 東京都港区南青山 5-1-20

青山ライズフォート

青山ライズフォート

利用目的: 保険サービス等の提供

利用目的: 保険サービス等の提供

〈加盟個人情報情報機関〉

〈加盟個人情報情報機関〉

本条項に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです。

本条項に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです。

名称 全国銀行個人情報センター (KSC)

●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関)

所在地 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 13-1 電話番号 03-3214-5020

電話番号 0570-666-414

ホームページ (URL) <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

<https://www.cic.co.jp/>

名称 株式会社シー・アイ・シー (CIC)

●全国銀行個人情報センター

所在地 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7

電話番号 03-3214-5020

新宿ファーストウエスト 15 階

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

電話番号 0120-810-414

ホームページ (URL) <https://www.cic.co.jp/>

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
C I C	K S C、J I C C
J I C C	K S C、C I C
K S C	C I C、J I C C

※加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関が、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成 20 年 6 月 18 日法律第 74 号）」第 3 条の施行に伴い、割賦販売法第 35 条の 3 の 36 に規定される指定信用情報機関に指定された場合、当該指定信用情報機関は、他の指定信用情報機関の加盟会員の依頼に応じ、当該指定信用情報機関に登録された個人情報を加盟会員に提供します。（但し、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、ショッピング 2 回払い、ボーナス 1 回払いのサービスがないカードについてはこの限りではありません。）

●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
電話番号 0570-055-955

<https://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟事業者会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

※株式会社ジェーシービー（JCB）の加盟個人信用情報機関は、上記の個人信用情報機関のうち、株式会社シー・アイ・シー（CIC）および株式会社日本信用情報機構（JICC）となります。

JCB 以外のカード発行会社の加盟個人信用情報機関については、カード送付時に同封されている規約集をご確認ください。

登録情報および登録機関

	C I C	全国銀行個人信用情報センター	J I C C
①本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間		
②本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日より 6 ヶ月間	当該照会日から 1 年を超えない期間	当該照会日から 6 ヶ月以内
③本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内
④官報において公開されている情報	-	破産手続開始決定等を受けた日から 7 年を超えない期間	-
⑤登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間		
⑥本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内	本人申告のあった日から 5 年を超えない期間	登録日から 5 年以内

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤⑥となります。

※上表の他、CIC および JICC については支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICC については、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から 5 年以内（入会年月日が 2018 年 3 月 31 日以前の場合は延滞解消日から 1 年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から 1 年以内が登録されます。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
C I C	J I C C、全国銀行個人信用情報センター
J I C C	C I C、全国銀行個人信用情報センター

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1041 299 1470 350"></td> <td data-bbox="1470 299 1837 350">ンター</td> <td data-bbox="1837 299 1953 350"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 350 1470 400">全国銀行個人信用情報センター</td> <td data-bbox="1470 350 1837 400">C I C、J I C C</td> <td data-bbox="1837 350 1953 400"></td> </tr> </table>		ンター		全国銀行個人信用情報センター	C I C、J I C C	
	ンター						
全国銀行個人信用情報センター	C I C、J I C C						
<p>Ⅲ. 保証委託を申込むにあたっての同意について</p>	<p>Ⅲ. 保証委託を申込むにあたっての同意について</p>						
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用）</p>						
<p>申込人等は、保証会社が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、申込人等の下記の個人情報（本申込み後の変更・追加内容および本申込み前に取得した内容も含まれます。以下同じ。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、保証会社は業務を行う際に知り得た私に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。</p>	<p>申込人等は、保証会社が、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、申込人等の下記の個人情報（本申込み後の変更・追加内容および本申込み前に取得した内容も含まれます。以下同じ。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、保証会社は業務を行う際に知り得た私に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報を、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。</p>						
<p>1. 個人情報 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、申込人等が所定の申込書等に記載した情報 (2) 入会申込日、入会承認日、利用可能額、契約終了の有無等の契約内容 (3) 申込人等のクレジットカード番号、カード利用状況、カード利用場所、決済情報（延滞情報等を含みます。） (4) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項 (5) 申込人等が申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴 (6) 申込人等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項 (7) 官報情報等、公開情報 (8) 銀行から提供された申込人等の情報</p>	<p>1. 個人情報 (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、申込人等が所定の申込書等に記載した情報 (2) 入会申込日、入会承認日、利用可能額、契約終了の有無等の契約内容 (3) 申込人等のクレジットカード番号、カード利用状況、カード利用場所、決済情報（延滞情報等を含みます。） (4) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項 (5) 申込人等が申告いただいた資産、負債など、保証会社が収集したクレジット利用・支払履歴 (6) 申込人等または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項 (7) 官報情報等、公開情報 (8) 銀行から提供された申込人等の情報</p>						
<p>2. 業務内容 (1) 個人ローンの保証業務およびこれに付随する業務 (2) その他保証会社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</p>	<p>2. 業務内容 (1) 個人ローンの保証業務およびこれに付随する業務 (2) その他保証会社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</p>						
<p>3. 利用目的 (1) 本申込みならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定 (2) 保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し (3) 加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供 (4) 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行 (5) 市場調査等研究開発 (6) 取引上必要な各種郵便物の送付 (7) その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行</p>	<p>3. 利用目的 (1) 本申込みならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定 (2) 保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し (3) 加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供 (4) 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行 (5) 市場調査等研究開発 (6) 取引上必要な各種郵便物の送付 (7) その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行</p>						
<p>第2条（個人信用情報機関への登録・利用）</p>	<p>第2条（個人信用情報機関が保有する信用情報利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等）</p>						
<p>1. 申込人は、保証会社の加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、申込人の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、保証会社が、それを与信取引にかかる支払能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含みます。）のために、その個人情報を利用することに同意します。ただし、申込人の支払能力に関する情報については、割賦販売法および貸金業法等により申込人の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p>	<p>(1) 本会員および本会員として申し込まれた方（以下併せて「本会員等」という。）の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、保証会社は加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟信用情報機関」という。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下、「提携個人信用情報機関」という。）に提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいう。以下同じ。）をこれらの個人信用情報機関に照会します。</p> <p>(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用されます。</p>						
<p>2. 申込人は、申込人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟信用情報機関に本同意書末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、申込人の支払能力に関する調査および与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含みます。）のために、利用されることに同意します。</p>	<p>(3) 本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」という。）に列挙する情報等をいう。）を加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</p>						

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

	<p>(4) 加盟個人情報機関が、当該機関および提携個人情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供します。</p> <p>①加盟個人情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含む。）を保有します。</p> <p>ア. (3)により、加盟事業者から提供を受けた情報</p> <p>イ. 加盟個人情報機関が収集した上記ア以外の情報</p> <p>ウ. 加盟個人情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</p> <p>②加盟個人情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</p> <p>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</p> <p>イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>ウ. ③に基づく信用情報の提供</p> <p>③加盟個人情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。）のために利用します。</p>
<p>3. 申込人は、本同意書末尾に記載の個人情報が、その正確性および最新性の維持、苦情処理、個人情報機関による加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲において、個人情報機関およびその加盟会員によって相互に提供され、利用されることに同意します。</p>	<p>(5) 加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟事業者は個人情報を相互に提供し、利用します。</p>
<p>4. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本同意書末尾に記載しております。契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p>(6) 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本同意書末尾に記載しております。契約期間中に新たに個人情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>5. 個人情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。（保証会社ではできません。）</p>	<p>(7) 個人情報機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報機関に登録されている情報の開示は各機関で行います。（保証会社ではできません。）</p>
<p>第3条（保証会社と当行の間での個人情報の提供）</p>	<p>第3条（保証会社と当行の間での個人情報の提供）</p>
<p>申込人は本申込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、保証会社と銀行が相互に提供し、利用することに同意します。</p>	<p>申込人は本申込みにおいて保証会社に保証を委託する場合は、本申込みおよび本契約にかかる情報を含む申込人等に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、保証会社と銀行が相互に提供し、利用することに同意します。</p>
<p>(1) 保証会社より当行に提供される情報 「I. カードを申込むにあたっての同意について」の第3条(2)に定める個人情報</p>	<p>(1) 保証会社より当行に提供される情報 「I. カードを申込むにあたっての同意について」の第3条(2)に定める個人情報</p>
<p><提供される目的></p>	<p><提供される目的></p>
<p>「I. カードを申込むにあたっての同意について」の第1条に定める銀行における個人情報の利用目的</p>	<p>「I. カードを申込むにあたっての同意について」の第1条に定める銀行における個人情報の利用目的</p>
<p>(2) 当行より保証会社に提供される情報 「I. カードを申込むにあたっての同意について」の第3条(1)に定める個人情報</p>	<p>(2) 当行より保証会社に提供される情報 「I. カードを申込むにあたっての同意について」の第3条(1)に定める個人情報</p>
<p><提供される目的></p>	<p><提供される目的></p>
<p>第1条第3項に定める保証会社における個人情報の利用目的</p>	<p>第1条第3項に定める保証会社における個人情報の利用目的</p>
<p>第4条（債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供）</p>	<p>第4条（債権譲渡にともなう個人情報の第三者提供）</p>
<p>保証履行に伴う求償債権は、債権譲渡・証券化等の方法により、当行以外の事業者等に移転することがあります。申込人は、その際、申込人の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。</p>	<p>保証履行に伴う求償債権は、債権譲渡・証券化等の方法により、当行以外の事業者等に移転することがあります。申込人は、その際、申込人の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

第5条（個人情報の債権管理会社への第三者提供）

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本契約にかかる債権の管理・回収を委託する場合には、申込人等に関する第1条に規定する個人情報を、当社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より当社に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第5条（個人情報の債権管理会社への第三者提供）

保証会社が、債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）第3条により法務大臣の許可を受けた債権回収会社に本契約にかかる債権の管理・回収を委託する場合には、申込人等に関する第1条に規定する個人情報を、当社における保証会社債権の管理・回収のために必要な範囲で、保証会社より当社に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 申込人は、保証会社および第2条で記載する個人信用情報機関に対して、申込人に関する個人情報を個人情報の保護に関する法律の定めるところにより開示するよう請求することができます。
 （1）保証会社に開示を求める場合には、第8条に記載の窓口にご連絡してください。
 （2）個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾に記載の個人信用情報機関にご連絡してください。（保証会社ではできません。）

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 申込人は、保証会社および第2条で記載する個人信用情報機関に対して、申込人に関する個人情報を個人情報の保護に関する法律の定めるところにより開示するよう請求することができます。
 （1）保証会社に開示を求める場合には、第8条に記載の窓口にご連絡してください。
 （2）個人信用情報機関に開示を求める場合には、本同意書末尾に記載の個人信用情報機関にご連絡してください。（保証会社ではできません。）

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

2. 万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本同意条項に不同意の場合）

保証会社は、申込人等が本契約の必要な記載事項（契約書面表面で申込人等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第7条（本同意条項に不同意の場合）

保証会社は、申込人等が本契約の必要な記載事項（契約書面表面で申込人等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第8条（問い合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除に関する問い合わせは、下記までお願いします。
 株式会社福井銀行 お客さま相談室
 〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1
 0120-291-028

第8条（問い合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除に関する問い合わせは、下記までお願いします。
 株式会社福井銀行 お客さま相談室
 〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1
 0120-291-028

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立であっても本申込みをした事実は第1条および第2条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立であっても本申込みをした事実は第1条および第2条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

保証会社は、本同意条項について法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第10条（条項の変更）

保証会社は、本同意条項について法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

【当行が加盟する個人信用情報機関】		
登録情報	登録機関	
	全国銀行個人信用情報センター (KSC)	全国銀行個人信用情報センター (KSC)
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
利用可能枠、利用残高、契約日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間
当行ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約または本申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	当該利用日から6ヵ月間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月	—

【当行が加盟する個人信用情報機関】		
登録情報	登録機関	
	全国銀行個人信用情報センター (KSC)	全国銀行個人信用情報センター (KSC)
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、本人確認書類の記号番号等）	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
本契約に係る事実（入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等）	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日から5年を超えない期間	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日から5年以内
本契約の申し込みに係る事実（加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等）	当該照会日から1年を超えない期間	当該照会日より6ヵ月間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月	—

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

	を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年間を超えない期間	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	—
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	—

※株式会社シー・アイ・シー（C I C）は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

	を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年間を超えない期間	—
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内

※株式会社シー・アイ・シー（C I C）は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

【保証会社が加盟する個人信用情報機関】

【保証会社が加盟する個人信用情報機関】

登録情報	登録機関
	株式会社シー・アイ・シー（C I C）
本契約にかかる申込みをした事実	当機関に照会した日から6ヵ月間
本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

登録情報	登録機関
	株式会社シー・アイ・シー（C I C）
本契約にかかる申込みをした事実	当機関に照会した日から6ヵ月間
本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

【個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関】

【個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関】

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 全国銀行個人信用情報センター（K S C） 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社シー・アイ・シー ● 株式会社日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社シー・アイ・シー（C I C） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国銀行個人信用情報センター ● 株式会社日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社日本信用情報機構（J I C C） 〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館9階 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国銀行個人信用情報センター ● 株式会社シー・アイ・シー

個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
<ul style="list-style-type: none"> ● 全国銀行個人信用情報センター（K S C） 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社シー・アイ・シー ● 株式会社日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社シー・アイ・シー（C I C） 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国銀行個人信用情報センター ● 株式会社日本信用情報機構
<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社日本信用情報機構（J I C C） 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国銀行個人信用情報センター ● 株式会社シー・アイ・シー

IV. 「JURACAを申込むにあたっての同意について」（株式会社

IV. 「JURACAを申込むにあたっての同意について」（株式会社

iicaJCB カード会員規約	
変更前	変更後
福井新聞社)	福井新聞社)
会員の個人情報 は株式会社福井新聞社が適切に取り扱い、福井新聞パスポート会員規約に基づく同パスポートサービスおよび同パスポートサービスの各個別サービス提供、およびこれらに付随する業務を行う目的の範囲で利用いたします。個人情報の取り扱いについては、福井新聞社ホームページをご覧ください。	会員の個人情報 は株式会社福井新聞社が適切に取り扱い、福井新聞パスポート会員規約に基づく同パスポートサービスおよび同パスポートサービスの各個別サービス提供、およびこれらに付随する業務を行う目的の範囲で利用いたします。個人情報の取り扱いについては、福井新聞社ホームページをご覧ください。
V.「JURACAを申込むにあたっての同意について」(株式会社セブンカードサービス)	V.「JURACAを申込むにあたっての同意について」(株式会社セブンカードサービス)
本申込書に記載された個人情報はお客様のお申し込み手続きに必要な情報を確認するために使用いたします。	本申込書に記載された個人情報はお客様のお申し込み手続きに必要な情報を確認するために使用いたします。
i i c a J C Bカード保証委託約款	i i c a J C Bカード保証委託約款
第 1 章 一般条項	第 1 章 一般条項
第 1 条 (委託の範囲)	第 1 条 (委託の範囲)
1. 私が i i c a J C Bカードの申込みを行うにあたり、株式会社福井カード(以下「保証会社」といいます。)に委託する保証の範囲は、「i i c a J C Bカード会員規約」および規約に付帯する特約、規定等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、私が株式会社福井銀行(以下「銀行」といいます。)に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。	1. 私が i i c a J C Bカードの申込みを行うにあたり、株式会社福井カード(以下「保証会社」といいます。)に委託する保証の範囲は、「i i c a J C Bカード会員規約」および規約に付帯する特約、規定等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、私が株式会社福井銀行(以下「銀行」といいます。)に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が i i c a J C Bカードを発行したときに成立するものとします。	2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が i i c a J C Bカードを発行したときに成立するものとします。
3. 第 1 項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。	3. 第 1 項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。
第 2 条 (原債務の弁済)	第 2 条 (原債務の弁済)
私は、保証会社の保証により会員規約等に基づいて銀行に負担する債務(以下「原債務」といいます。)については、本契約のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。	私は、保証会社の保証により会員規約等に基づいて銀行に負担する債務(以下「原債務」といいます。)については、本契約のほか、会員規約等の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元利金を弁済します。
第 3 条 (代位弁済)	第 3 条 (代位弁済)
1. 私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なくして、保証債務を履行されても異議ありません。	1. 私が会員規約等に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合、私に対して通知、催告なくして、保証債務を履行されても異議ありません。
2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、本約款の各条項のほか、会員規約等の各条項を適用されても異議ありません。	2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、本約款の各条項のほか、会員規約等の各条項を適用されても異議ありません。
第 4 条 (求償権)	第 4 条 (求償権)
私は、保証会社の私に対する以下各号に定める求償権について弁済の責に任じます。 (1) 第 3 条による保証会社の弁済額 (2) 保証会社が弁済した翌日から完済日までの、年利 14.4%の割合(年 365 日の日割計算とします。)による遅延損害金 (3) 保証会社が債権保全あるいは実行のために要した費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)の総額	私は、保証会社の私に対する以下各号に定める求償権について弁済の責に任じます。 (1) 第 3 条による保証会社の弁済額 (2) 保証会社が弁済した翌日から完済日までの、年利 14.4%の割合(年 365 日の日割計算とします。)による遅延損害金 (3) 保証会社が債権保全あるいは実行のために要した費用(訴訟費用および弁護士費用を含みます。)の総額
第 5 条 (求償権の事前行使)	第 5 条 (求償権の事前行使)
1. 私が以下各号のいずれかに該当した場合、第 3 条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。 (1) 弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき (2) 仮差押、差押もしくは競売の申立または破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがあったとき (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき (4) 支払いを停止したとき (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき (7) 私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき (8) 会員規約等および本契約に違反したとき (9) 前各号のほかにその他債権保全のため必要と認められたとき	1. 私が以下各号のいずれかに該当した場合、第 3 条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。 (1) 弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき (2) 仮差押、差押もしくは競売の申立または破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがあったとき (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき (4) 支払いを停止したとき (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき (7) 私の責めに帰すべき事由によって、保証会社に私の所在が不明となったとき (8) 会員規約等および本契約に違反したとき (9) 前各号のほかにその他債権保全のため必要と認められたとき

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>2. 保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、民法 461 条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。</p>	<p>2. 保証会社が、前項により求償権を行使する場合には、民法 461 条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。</p>
<p>第 6 条 (業務委託)</p>	<p>第 6 条 (業務委託)</p>
<p>私は、銀行または保証会社が本契約に定める事務等を株式会社ジェーシービーに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。</p>	<p>私は、銀行または保証会社が本契約に定める事務等を株式会社ジェーシービーに業務委託することをあらかじめ承認するものとします。</p>
<p>第 7 条 (中止・解約・終了)</p>	<p>第 7 条 (中止・解約・終了)</p>
<p>1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からの通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。</p>	<p>1. 原債務または保証会社宛債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からの通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。</p>
<p>2. 私が下記の各号の 1 つにでも該当した場合には、保証会社はこの保証を解約できるものとします。</p> <p>①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 ④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋、社会運動、政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑦社会問題化している行為を行う者および団体 ⑧その他前各号に準ずる者 ⑨本項第 1 号から第 8 号のいずれかの者（以下、「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有すること ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>	<p>2. 私が下記の各号の 1 つにでも該当した場合には、保証会社はこの保証を解約できるものとします。</p> <p>①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 ④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋、社会運動、政治活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 ⑦社会問題化している行為を行う者および団体 ⑧その他前各号に準ずる者 ⑨本項第 1 号から第 8 号のいずれかの者（以下、「暴力団員等」という）が経営を支配していると認められる関係を有すること ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること ⑬役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>
<p>3. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の 1 つにでも該当する行為を行った場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとします。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為</p>	<p>3. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の 1 つにでも該当する行為を行った場合には、保証会社はこの保証を解約することができるものとします。</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為</p>
<p>4. 前各項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。</p>	<p>4. 前各項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。</p>
<p>5. 私と銀行との間の i i c a 取引契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。</p>	<p>5. 私と銀行との間の i i c a 取引契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。</p>
<p>第 8 条 (通知義務)</p>	<p>第 8 条 (通知義務)</p>
<p>1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。</p>	<p>1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。</p>
<p>2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。</p>	<p>2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社から求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物件等の調査に協力いたします。</p>
<p>3. 第 1 項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p>	<p>3. 第 1 項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</p>
<p>第 9 条 (成年後見人等の届出)</p>	<p>第 9 条 (成年後見人等の届出)</p>
<p>1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開</p>	<p>1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開</p>

iicaJCB カード会員規約	
変更前	変更後
始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。	始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見契約の効力が発生した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。	2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見契約の効力が発生した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に届けるものとします。	3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項と同様に届けるものとします。
4. 私またはその代理人は、前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。5. 前項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。	4. 私またはその代理人は、前項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。5. 前項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負わないものとします。
第 10 条 (債権譲渡)	第 10 条 (債権譲渡)
保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含みます。）することおよび保証会社が譲渡した債権を再び譲り受けることができるものとします。この場合、私に対する通知は省略できるものとします。	保証会社は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（信託を含みます。）することおよび保証会社が譲渡した債権を再び譲り受けることができるものとします。この場合、私に対する通知は省略できるものとします。
第 11 条 (担保・保証人)	第 11 条 (担保・保証人)
私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べないものとします。	私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を述べないものとします。
第 12 条 (弁済の充当順序)	第 12 条 (弁済の充当順序)
私の弁済額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できるものとします。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。	私の弁済額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りない場合、保証会社が適当と認める順序、方法により充当できるものとします。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。
第 13 条 (費用の負担)	第 13 条 (費用の負担)
次の各号に掲げる保証会社における費用の負担は、私が負担するものとします。 (1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 (2) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用 (3) 私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用（訴訟費用および弁護士費用を含みます。） (4) 私が自己の権利を保全するために保証会社に協力を依頼した場合に要した費用 (5) この契約書ならびにその付帯書類（特約書、変更契約書等）にかかる印紙代	次の各号に掲げる保証会社における費用の負担は、私が負担するものとします。 (1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用 (2) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用 (3) 私または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用（訴訟費用および弁護士費用を含みます。） (4) 私が自己の権利を保全するために保証会社に協力を依頼した場合に要した費用 (5) この契約書ならびにその付帯書類（特約書、変更契約書等）にかかる印紙代
第 14 条 (公正証書の作成)	第 14 条 (公正証書の作成)
私および保証人は、保証会社の請求があれば直ちにこの契約による一切の債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、私および保証人が連帯して負担します。	私および保証人は、保証会社の請求があれば直ちにこの契約による一切の債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。そのために要した費用は、私および保証人が連帯して負担します。
第 15 条 (合意管轄裁判所)	第 15 条 (合意管轄裁判所)
私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、保証会社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。	私は、本契約に関しての訴訟、調停および和解については、保証会社本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。
第 16 条 (約款の改定)	第 16 条 (約款の改定)
この約款およびこの約款にかかる各種契約規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。	この約款およびこの約款にかかる各種契約規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、変更できるものとします。なお、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力の発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイトへの掲載または店頭表示による公表その他相当の方法で周知します。
第 2 章 個人情報の取扱い条項	第 2 章 個人情報の取扱い条項
第 17 条 (個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意)	第 17 条 (個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意)
1. 私は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 (1) 保証委託契約申込時や契約成立後に私が届出た、私の氏名、性別、生年	1. 私は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。 (1) 保証委託契約申込時や契約成立後に私が届出た、私の氏名、性別、生年

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>月日、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先を兼ねる）、勤務先、家族構成、住居状況等、会員等の属性に関する情報、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）</p> <p>（２）保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項</p> <p>（３）本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況</p> <p>（４）本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況</p> <p>（５）私が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項</p> <p>（６）私または公的機関等から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項</p> <p>（７）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認書類の記載事項</p> <p>（８）官報に記載された情報等、公開されている情報</p>	<p>月日、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先を兼ねる）、勤務先、家族構成、住居状況等、会員等の属性に関する情報、運転免許証等の記号番号等、本人を特定するための情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ。）</p> <p>（２）保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項</p> <p>（３）本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況</p> <p>（４）本約款に関する私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況</p> <p>（５）私が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項</p> <p>（６）私または公的機関等から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項</p> <p>（７）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認書類の記載事項</p> <p>（８）官報に記載された情報等、公開されている情報</p>
<p>２．私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じた上で銀行に提供し、銀行が「iicaJCBカード会員規約」に基づくクレジットカード取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。</p>	<p>２．私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じた上で銀行に提供し、銀行が「iicaJCBカード会員規約」に基づくクレジットカード取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。</p>
<p>３．保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。</p>	<p>３．保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。</p>
<p>４．私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。</p>	<p>４．私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。</p>
<p>５．加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。</p>	<p>５．加盟信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。</p>
<p>６．加盟信用情報機関が提携する提携信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。</p>	<p>６．加盟信用情報機関が提携する提携信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス、加盟企業の概要は、本約款末尾に記載されていることを確認します。</p>
<p>７．加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。</p>	<p>７．加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。</p>
<p>８．私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく保証委託契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。</p>	<p>８．私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく保証委託契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。</p>
<p>９．私は、保証会社および加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。</p> <p>（１）保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社のお客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。</p> <p>（２）個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。</p>	<p>９．私は、保証会社および加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。</p> <p>（１）保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社のお客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細を知ることができます。</p> <p>（２）個人信用情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の個人信用情報機関に連絡するものとします。</p>
<p>10. 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および</p>	<p>10. 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および</p>

iicaJCB カード会員規約

変更前

変更後

<p>び本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。</p>	<p>び本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。</p>																		
<p>11. 私の個人情報に関する問い合わせや開示・訂正・削除の申し出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。</p>	<p>11. 私の個人情報に関する問い合わせや開示・訂正・削除の申し出、またはご意見の申し出等は、本約款末尾に記載している保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。</p>																		
<p>12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立であっても、本申込みをした事實は、第1項第4項、および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。</p>	<p>12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立であっても、本申込みをした事實は、第1項第4項、および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。</p>																		
<p>第3章 付則</p>	<p>第3章 付則</p>																		
<p>第18条 (準拠法)</p>	<p>第18条 (準拠法)</p>																		
<p>本約款に基づく保証委託契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。</p>	<p>本約款に基づく保証委託契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。</p>																		
<p>第19条 (規約の変更)</p>	<p>第19条 (規約の変更)</p>																		
<p>本約款の内容を変更する場合は、保証会社は変更内容および変更日を一般に適当と認められる方法により通知または告知するものとします。この場合、私は、変更日以降は変更後の内容に従います。</p>	<p>本約款の内容を変更する場合は、保証会社は変更内容および変更日を一般に適当と認められる方法により通知または告知するものとします。この場合、私は、変更日以降は変更後の内容に従います。</p>																		
<p>【保証会社が加盟する個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス】</p> <p>株式会社シー・アイ・シー (C I C) 割賦販売法に基づく指定信用情報機関 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15 階 0120-810-414</p> <p>ホームページ (URL) https://www.cic.co.jp/</p>	<p>【保証会社が加盟する個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレス】</p> <p>株式会社シー・アイ・シー (C I C) 割賦販売法に基づく指定信用情報機関</p> <p>電話番号 0570-666-414</p> <p>https://www.cic.co.jp/</p>																		
<p>【保証会社が加盟する個人情報機関に登録される情報とその期間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th>登録機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (C I C)</td> </tr> <tr> <td>① 本契約にかかる申込みをした事実</td> <td>当社が個人情報機関に照会した日から6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>② 本契約にかかる客観的な取引事実</td> <td>契約期間中および契約終了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>③ 本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実</td> <td>契約期間中および契約終了日から5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個人情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、ホームページをご覧ください。</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー (C I C) は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。</p>	登録情報	登録機関	株式会社シー・アイ・シー (C I C)	① 本契約にかかる申込みをした事実	当社が個人情報機関に照会した日から6ヵ月間	② 本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内	③ 本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間	<p>【保証会社が加盟する個人情報機関に登録される情報とその期間】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">登録情報</th> <th>登録機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社シー・アイ・シー (C I C)</td> </tr> <tr> <td>① 本契約にかかる申込みをした事実</td> <td>当社が個人情報機関に照会した日から6ヵ月間</td> </tr> <tr> <td>② 本契約にかかる客観的な取引事実</td> <td>契約期間中および契約終了日から5年以内</td> </tr> <tr> <td>③ 本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実</td> <td>契約期間中および契約終了日から5年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※個人情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、ホームページをご覧ください。</p> <p>※株式会社シー・アイ・シー (C I C) は、割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。</p>	登録情報	登録機関	株式会社シー・アイ・シー (C I C)	① 本契約にかかる申込みをした事実	当社が個人情報機関に照会した日から6ヵ月間	② 本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了 日から 5年以内	③ 本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年 以内
登録情報		登録機関																	
	株式会社シー・アイ・シー (C I C)																		
① 本契約にかかる申込みをした事実	当社が個人情報機関に照会した日から6ヵ月間																		
② 本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内																		
③ 本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年間																		
登録情報	登録機関																		
	株式会社シー・アイ・シー (C I C)																		
① 本契約にかかる申込みをした事実	当社が個人情報機関に照会した日から6ヵ月間																		
② 本契約にかかる客観的な取引事実	契約期間中および契約終了 日から 5年以内																		
③ 本契約にかかる債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日から5年 以内																		
<p>【個人情報の問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】</p> <p>株式会社福井銀行 お客様相談室 〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1 0120-291-028</p>	<p>【個人情報の問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】</p> <p>株式会社福井銀行 お客様相談室 〒910-8660 福井県福井市順化 1-1-1 0120-291-028</p>																		
<p>i i c a J C B 一体型カード特約</p>	<p>i i c a J C B 一体型カード特約</p>																		
<p>第1条 (本特約の目的、提供範囲等)</p>	<p>第1条 (本特約の目的、提供範囲等)</p>																		
<p>1. 本特約は、株式会社福井銀行 (以下「当行」といいます。) または株式会社ジェーシービー (以下「JCB」といいます。) が発行する「i i c a J C B 一体型カード」 (以下「本カード」といいます。) の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。</p>	<p>1. 本特約は、株式会社福井銀行 (以下「当行」といいます。) または株式会社ジェーシービー (以下「JCB」といいます。) が発行する「i i c a J C B 一体型カード」 (以下「本カード」といいます。) の発行条件および本カードの機能・使用方法等について定めるものです。</p>																		
<p>2. 本カードのお申込みは、当行またはJCB (以下「カード会社」といいます。) が別に定める「i i c a J C B カード会員規約」 (以下「会員規約」といいます。) および当行が別途定めるカード規定 (ICキャッシュカード特約も含まれます。以下同じ。) ならびに本特約を承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行から届出住所宛へ諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p>	<p>2. 本カードのお申込みは、当行またはJCB (以下「カード会社」といいます。) が別に定める「i i c a J C B カード会員規約」 (以下「会員規約」といいます。) および当行が別途定めるカード規定 (ICキャッシュカード特約も含まれます。以下同じ。) ならびに本特約を承認いただいた、個人の方のみとします。また、お申込みは、当行から届出住所宛へ諸通知の発送や、諸連絡を行うことをご了解いただける方に限らせていただきます。</p>																		
<p>第2条 (本カードの発行・貸与)</p>	<p>第2条 (本カードの発行・貸与)</p>																		
<p>1. 本カードの所有権は、当行に帰属します。本カードの申込みに対し当行お</p>	<p>1. 本カードの所有権は、当行に帰属します。本カードの申込みに対し当行お</p>																		

icaJCB カード会員規約

変更前

変更後

よびカード会社（以下「両社」といいます。）が承認した場合に本カードは発行されるものとします。当行は承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします（以下本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」といいます。）。なお、本カードの表面に次の事項を記載します。

- (1) 会員氏名
- (2) 会員番号
- (3) カードの有効期限
- (4) 銀行口座番号（指定預金口座）

2. 前項の(1)の会員氏名は、本カードの申込書記載の一体型会員氏名または申込書記載のカード表記用の氏名で表記させていただきます。この氏名は当行にお届けの指定預金口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本カードのお申込みについては、指定預金口座名義にかかわらず、屋号付の名称や通称は受付できません。

3. 第1条第2項の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（福銀キャッシュカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）が対応する普通預金口座（総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。以下同じ。）を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の指定預金口座として届出るものとし、第1項の(4)銀行口座番号として表示します。

4. 本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込みが必要となります。

5. 一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面の所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

6. 一体型会員が本カード発行前に保有していた指定預金口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

7. 本カードは本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等して本カードの占有を第三者に移転することはできません。

8. 両社が本カードの発行を承認しない場合、<ふくぎん>生体認証ICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）を発行します。ただし、既に指定預金口座のICカードを発行している場合、一般会員からゴールド会員への切替申込みに対し、承認が受けられなかった場合は新たにICカードを発行せず、既に発行しているICカードを引き続きご利用いただくものとします。

9. 前項の場合でも入会申込書、およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は両社が指定するものとし、本カードに表示した年月の末日までとなります。なお、クレジットカード機能とキャッシュカード機能ともに共通の有効期限となります。

2. 両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、両社が審査のうえ、引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。

3. 前項に基づいて更新カードが発行された場合、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用したとき、もしくは当行が定める有効期限を経過した後は無効となります。

第4条（本カードの機能）

1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能（会員規約に定められた機能をいい、以下「ク

よびカード会社（以下「両社」といいます。）が承認した場合に本カードは発行されるものとします。当行は承認を受けた者に対し、本カードを貸与するものとします（以下本項に基づいて本カードの貸与を受けた者を「一体型会員」といいます。）。なお、本カードの表面に次の事項を記載します。

- (1) 会員氏名
- (2) 会員番号
- (3) カードの有効期限
- (4) 銀行口座番号（指定預金口座）

2. 前項の(1)の会員氏名は、本カードの申込書記載の一体型会員氏名または申込書記載のカード表記用の氏名で表記させていただきます。この氏名は当行にお届けの指定預金口座名義とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。なお、本カードのお申込みについては、指定預金口座名義にかかわらず、屋号付の名称や通称は受付できません。

3. 第1条第2項の申込みに際しては、本カードのキャッシュカードとしての機能（福銀キャッシュカード規定に定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）が対応する普通預金口座（総合口座取引の普通預金、決済用普通預金を含みます。以下同じ。）を、本カードのクレジットカード利用代金、手数料等の指定預金口座として届出るものとし、第1項の(4)銀行口座番号として表示します。

4. 本カードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込みが必要となります。

5. 一体型会員は、当行より本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面の所定欄に自己の署名を行わなければなりません。

6. 一体型会員が本カード発行前に保有していた指定預金口座のキャッシュカード機能は、本カードのキャッシュカード機能を利用した時点で失効するものとします。

7. 本カードは本カード上に表示された一体型会員本人以外は使用できません。一体型会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し管理しなければなりません。また、本カードの所有権は当行に帰属しますので、他人に貸与、譲渡および担保の提供預託等して本カードの占有を第三者に移転することはできません。

8. 両社が本カードの発行を承認しない場合、<ふくぎん>生体認証ICキャッシュカード（以下「ICカード」といいます。）を発行します。ただし、既に指定預金口座のICカードを発行している場合、一般会員からゴールド会員への切替申込みに対し、承認が受けられなかった場合は新たにICカードを発行せず、既に発行しているICカードを引き続きご利用いただくものとします。

9. 前項の場合でも入会申込書、およびご提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条（有効期限）

1. 本カードの有効期限は両社が指定するものとし、本カードに表示した年月の末日までとなります。なお、クレジットカード機能とキャッシュカード機能ともに共通の有効期限となります。

2. 両社は、カード有効期限までに、退会の申し出のない一体型会員で、かつ、両社が審査のうえ、引き続き一体型会員として認める場合、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）を発行します。

3. 前項に基づいて更新カードが発行された場合、一体型会員が更新カードの発行前に保有していた本カードのキャッシュカード機能については、一体型会員が更新カードを利用したとき、もしくは当行が定める有効期限を経過した後は無効となります。

第4条（本カードの機能）

1. 一体型会員は本カードにより、キャッシュカード機能および両社が発行するクレジットカードとしての機能（会員規約に定められた機能をいい、以下「ク

iicaJCB カード会員規約	
変更前	変更後
レジットカード機能」といいます。)を、各々の福銀キャッシュカード規定・会員規約および、本特約に従って利用することができます。	レジットカード機能」といいます。)を、各々の福銀キャッシュカード規定・会員規約および、本特約に従って利用することができます。
2. 一体型会員は、現金自動支払機、現金自動入金機、その他端末(以下「自動機」といいます。)において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されているカード挿入方向の表示、自動機の画面表示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。	2. 一体型会員は、現金自動支払機、現金自動入金機、その他端末(以下「自動機」といいます。)において本カードを利用する場合には、本カード表面に記載されているカード挿入方向の表示、自動機の画面表示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能との使い分けをするものとします。
3. 前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向や自動機の操作を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。	3. 前項の規定に従わず、一体型会員が本カードの挿入方向や自動機の操作を間違えることにより希望取引以外の取引が発生した場合においても、一体型会員は、当該希望外取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。
4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。	4. 本カードのキャッシュカード機能にデビットカード機能が付加された場合において、一体型会員が本カードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。
第5条 (本カードの使用不能)	第5条 (本カードの使用不能)
1. 万一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行またはカード会社にご照会ください。	1. 万一本カードについてカードの使用不能が生じた場合には、当行またはカード会社にご照会ください。
2. 本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、当行本支店で所定の手続をするものとします。	2. 本カードの使用不能に伴って本カードの再発行が必要な場合には、当行本支店で所定の手続をするものとします。
第6条 (本カードの機能停止等)	第6条 (本カードの機能停止等)
1. 両社は、一体型会員と両社との間の会員規約、および一体型会員と当行との間の福銀キャッシュカード規定が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益、損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。 (1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはカード会社に本カードを返還した場合 (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、当行またはカード会社に本カードを送付または預けた場合 (3) 自動機の利用時、暗証番号相違、自動機の故障等の理由により本カードが回収された場合 (4) 一体型会員から当行またはカード会社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合	1. 両社は、一体型会員と両社との間の会員規約、および一体型会員と当行との間の福銀キャッシュカード規定が有効である場合であっても、以下のいずれかの事由が生じた場合は、本カードの機能またはサービスを停止することがあります。また、これに伴う不利益、損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社はいずれも責任を負わないものとします。 (1) 本カードの再発行のため、一体型会員が、当行またはカード会社に本カードを返還した場合 (2) 本カードに関する諸変更手続きのため、当行またはカード会社に本カードを送付または預けた場合 (3) 自動機の利用時、暗証番号相違、自動機の故障等の理由により本カードが回収された場合 (4) 一体型会員から当行またはカード会社に対して、その貸与された本カードを紛失または盗難に遭った旨の届出があった場合
2. 一体型会員が本特約または会員規約に違反し、また違反するおそれがあると当行またはカード会社が合理的な理由に基づき判断した場合には、当行またはカード会社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能の利用についても停止することができるものとします。	2. 一体型会員が本特約または会員規約に違反し、また違反するおそれがあると当行またはカード会社が合理的な理由に基づき判断した場合には、当行またはカード会社はクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能の利用についても停止することができるものとします。
第7条 (本カードの解約・会員資格の取消)	第7条 (本カードの解約・会員資格の取消)
1. 一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては当行本支店に所定の書面を提出してください。この場合、会員規約に定める家族カード、福銀キャッシュカード規定に定める代理人カードが発行されている場合は、各々のカードについても解約されることとなりますので、本カード等は当行に返却してください。	1. 一体型会員は本カードをいつでも解約することができます。ただし、解約にあたっては当行本支店に所定の書面を提出してください。この場合、会員規約に定める家族カード、福銀キャッシュカード規定に定める代理人カードが発行されている場合は、各々のカードについても解約されることとなりますので、本カード等は当行に返却してください。
2. 本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能にかかわる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行は責任を負いませんのでご了承ください。	2. 本カードのクレジットカード機能については、会員規約に基づいて当行が会員資格を取消することができます。この場合、当行は本カードのキャッシュカード機能にかかわる契約を特に一体型会員に事前に通知することなく解約することができるものとします。これに伴って、万一損害などが発生したとしても当行は責任を負いませんのでご了承ください。
3. 前項の他に、当行は一体型会員が本特約または福銀キャッシュカード規定もしくは会員規約に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約ができるものとします。	3. 前項の他に、当行は一体型会員が本特約または福銀キャッシュカード規定もしくは会員規約に違反したと認めた場合には、本カードの利用契約を特に事前に通知することなく解約ができるものとします。
第8条 (届出事項の変更)	第8条 (届出事項の変更)

iicaJCB カード会員規約

変更前	変更後
<p>1. 一体型会員が両社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預金口座等について変更があった場合には、当行の所定の方法により遅滞なく届出るものとします。届出の前に生じた損害については両社は責任を負いませんのでご了承ください。</p>	<p>1. 一体型会員が両社に届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、指定預金口座等について変更があった場合には、当行の所定の方法により遅滞なく届出るものとします。届出の前に生じた損害については両社は責任を負いませんのでご了承ください。</p>
<p>2. 前項の氏名変更および指定預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、第 11 条によるカード再発行が必要となります。</p>	<p>2. 前項の氏名変更および指定預金口座を当行の他の普通預金口座に変更する場合には、第 11 条によるカード再発行が必要となります。</p>
<p>第 9 条 (紛失・盗難)</p>	<p>第 9 条 (紛失・盗難)</p>
<p>1. 一体型会員は、本カードを紛失、盗難その他の事由により喪失した場合には、会員規約および福銀キャッシュカード規定の定めるところに従って両社にすみやかに連絡するものとします。</p>	<p>1. 一体型会員は、本カードを紛失、盗難その他の事由により喪失した場合には、会員規約および福銀キャッシュカード規定の定めるところに従って両社にすみやかに連絡するものとします。</p>
<p>2. 前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口（原則として指定預金口座のある取引店になります。）で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、カード規定に定める場合を除き当行は責任を負いませんのでご了承ください。</p>	<p>2. 前項の連絡の後、一体型会員は遅滞なく所定の書面による届出を行うものとします。この届出は当行の所定の窓口（原則として指定預金口座のある取引店になります。）で受付けるものとします。また、この届出の前に生じた損害については、カード規定に定める場合を除き当行は責任を負いませんのでご了承ください。</p>
<p>3. 第 1 項の連絡を受けた場合には、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きに従って、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。両社のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが利用できないことが生じても、両社は一切責任を負いませんのでご了承ください。</p>	<p>3. 第 1 項の連絡を受けた場合には、両社はカード喪失の連絡内容の確認など所定の手続きに従って、クレジットカード機能およびキャッシュカード機能の利用を一時停止します。両社のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、万一カード喪失の連絡における一体型会員の誤りなどでカードが利用できないことが生じても、両社は一切責任を負いませんのでご了承ください。</p>
<p>第 10 条 (カード種類の変更)</p>	<p>第 10 条 (カード種類の変更)</p>
<p>1. 本カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードのみを解約することはできません。この場合は、当行の所定の方法により単体のクレジットカードもしくはキャッシュカードへの切替手続きを行ってください。</p>	<p>1. 本カードについて、クレジットカードサービスのみを解約することおよびキャッシュカードのみを解約することはできません。この場合は、当行の所定の方法により単体のクレジットカードもしくはキャッシュカードへの切替手続きを行ってください。</p>
<p>2. 本カードをクレジットカードとキャッシュカードに分離する場合も、前項と同様の手続きを行ってください。</p>	<p>2. 本カードをクレジットカードとキャッシュカードに分離する場合も、前項と同様の手続きを行ってください。</p>
	<p>3. 両社は、営業上その他の理由により、いつでも本特約に基づき会員に発行・貸与するサービスを終了することができます。その際、本カードをクレジットカードとキャッシュカードに分離することがあり、キャッシュカード機能として IC カードを発行します。</p>
<p>第 11 条 (カードの再発行)</p>	<p>第 11 条 (カードの再発行)</p>
<p>両社は、紛失・盗難・破損・汚損、またはカード種類の変更等の理由により一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認められた場合には、本カードを再発行するものとします。この場合、一体型会員は両社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。ただし、当行が返還の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。</p>	<p>両社は、紛失・盗難・破損・汚損、またはカード種類の変更等の理由により一体型会員が両社に対し本カードの再発行を求め、これに対し両社が審査のうえ認められた場合には、本カードを再発行するものとします。この場合、一体型会員は両社所定の再発行手数料を支払うものとし、再発行手数料は両社が別途公表いたします。なお、合理的な理由がある場合はカードを再発行しないことがあります。また、一体型会員が紛失・盗難以外の理由により本カードの再発行を求める場合には、当該一体型会員が所持する本カードを当行に返還する必要があるものとします。ただし、当行が返還の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。</p>
<p>第 12 条 (カードの返還)</p>	<p>第 12 条 (カードの返還)</p>
<p>一体型会員は、次のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはカード会社の請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 会員規約所定の事由により両社が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含まれます。）</p> <p>(2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合</p> <p>(3) 一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取りやめる旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合</p>	<p>一体型会員は、次のいずれかの事由が生じた場合には、当行またはカード会社の請求により本カードを返還するものとし、これに伴う不利益・損害等については、両社の故意または過失による場合を除き、両社は責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 会員規約所定の事由により両社が運営するクレジットカード取引システムの会員たる資格を喪失した場合（一体型会員が任意に退会した場合も含まれます。）</p> <p>(2) 一体型会員による本カードのキャッシュカード機能に対応する普通預金口座の利用が、同口座の解約等の事由により不能となった場合</p> <p>(3) 一体型会員が当行に対し、本カードの利用を取りやめる旨の申し出を行い、これを両社が認めた場合</p>

iicaJCB カード会員規約**変更前** **変更後**

変更前	変更後
第 13 条 (カードの回収)	第 13 条 (カードの回収)
第 12 条 (1) の場合、当行またはカード会社は各々の判断で、一体型会員に事前の通知・催告等を行うことなく、自動機や会員規約に記載の加盟店を通じて、本カードを回収できるものとします。	第 12 条 (1) の場合、当行またはカード会社は各々の判断で、一体型会員に事前の通知・催告等を行うことなく、自動機や会員規約に記載の加盟店を通じて、本カードを回収できるものとします。
第 14 条 (業務の委託)	第 14 条 (業務の委託)
1. 当行は本カードの発行その他に関する業務をカード会社および株式会社福井カード (以下「福井カード」といいます。) に委託することができるものとします。	1. 当行は本カードの発行その他に関する業務をカード会社および株式会社福井カード (以下「福井カード」といいます。) に委託することができるものとします。
2. カード会社および福井カードは、前項の業務につきカード会社および福井カードが指定する第三者に委託することができるものとします。	2. カード会社および福井カードは、前項の業務につきカード会社および福井カードが指定する第三者に委託することができるものとします。
第 15 条 (情報の共有)	第 15 条 (情報の共有)
1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を講じた上で両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。 (1) 会員が、両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第 8 条第 1 項に基づいて両社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報 (2) 第 6 条第 1 項各号、同条第 2 項、第 12 条、第 13 条記載の事項 (3) 福銀キャッシュカード規定または会員規約に違反した事実 (4) その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断にかかわる当該一体型会員の情報	1. 一体型会員は、次の各号に定める情報について、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲において、必要な保護措置を講じた上で両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。 (1) 会員が、両社に対して届出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第 8 条第 1 項に基づいて両社のいずれかに対して変更の届出があった場合には、当該届出情報 (2) 第 6 条第 1 項各号、同条第 2 項、第 12 条、第 13 条記載の事項 (3) 福銀キャッシュカード規定または会員規約に違反した事実 (4) その他本カードの機能の全部または一部の利用の可否判断にかかわる当該一体型会員の情報
2. 両社は前項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。	2. 両社は前項により知り得た一体型会員の情報について、一体型会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。
3. 第 14 条に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲でカード会社および福井カードに対し、またはカード会社および福井カードが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。	3. 第 14 条に基づき、当行が本カードの発行業務を委託するにあたり委託業務遂行上必要な範囲でカード会社および福井カードに対し、またはカード会社および福井カードが再委託する第三者に対し、本カードに表示ないし記録される当該一体型会員に関する情報を預託します。
第 16 条 (本特約の優先適用)	第 16 条 (本特約の優先適用)
本特約とカード会員規約または福銀キャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。	本特約とカード会員規約または福銀キャッシュカード規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。
第 17 条 (本特約の改定)	第 17 条 (本特約の改定)
両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。	両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。